CLAIR REPORT No.483

タイの地方自治

～第３編　経済・選挙制度・公務員制度編～

Clair Report No. 483 (July 11, 2019)

（一財）自治体国際化協会 シンガポール事務所

一般財団法人
自治体国際化協会
CLAIR

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載は御遠慮ください。

問い合わせ先
〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル
(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課
TEL: 03-5213-1722
FAX: 03-5213-1741
E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

タイ王国（Kingdom of Thailand。以下「タイ」という。）は、インドシナ半島の中央部・東南アジアの西部に位置し、北部から西部にかけてはミャンマー、北東部はラオス、東南部はカンボジア、南部はマレーシアと国境を接し、面積は 513,120 ㎢で日本の約 1.4 倍である。人口は、日本の約半分の 6,918 万人である（2018 年）。

タイの政治体制は、国王を元首とした立憲君主制の国家である。タイの情勢に目を向けると、2006 年、軍によるクーデターによりタクシン政権が終焉（えん）し、アピシット（反タクシン派）政権となった。その後、2011 年にはインラック（親タクシン派）政権が選挙により発足したが、2014 年、軍によるクーデターが再度発生するなど、不安定な情勢の中、バンコク都内のデモ拠点では、銃撃によって死傷者が発生し、緊張が高まった。同年５月 20 日、プラユット陸軍司令官は全国に戒厳令[1]を発令した。対立する陣営を集めた対話が軍主導で行われたが妥協に至らず、同月 22 日、軍を中心とする「国家平和秩序維持評議会（National Council for Peace and Order : NCPO）」が全統治権の掌握を宣言した（軍事政権による暫定統治[2]）。その後、2016 年８月に実施された国民投票により新憲法案が可決された（2017 年４月に新憲法（以下「2017 年新憲法」という。）発布）。2018 年 12 月に総選挙を実施するための関連法案が全て施行されたことから、2019 年３月 24 日に総選挙が実施された。同年５月８日には、タイ選挙委員会から総選挙の公式結果が発表され、タクシン派のタイ貢献党が 136 議席を獲得し第１党になったものの、軍事政権に反対する７政党連合の合計議席数 245 は過半数に届かず、６月５日に実施された首相指名選挙において軍事政権を率いてきたプラユット暫定首相が首相に選出された。

日本とタイの関係においては、1887 年９月 26 日に国交が樹立して以降、人的交流の拡大、経済関係の強化等益々緊密度を増している。2017 年９月には日・タイ修好 130 周年を迎えた。タイ人の対日関心は高く、日本食のみならずアニメ、漫画、映画等の日本のポップカルチャーも広く浸透している。また、2013 年７月に日本がビザ免除措置[3]を実施して以来、日本を訪れるタイ人の数は増加し 2018 年の訪日タイ人の数は約 113 万人[4]に達している。このような状況から近年、日本の地方自治体のタイに対する関心は年々高まっている。

本稿は、日本の地方自治体を始め、関係者の皆様がタイの地方自治制度を理解する上で必要となり得る事項を簡潔にまとめた。今後タイとの交流を深めるに当たり、基礎的資料として御活用いただくと共に、内容改善のための御指摘や御教示をいただければ幸いである。

なお、本稿作成に当たっては、タイ内務省、タイ人事委員会、タイ選挙管理委員会、プラチャーティポック王立学院、バンコク都、チェンマイ県自治体、チェンマイ市町自治体及びメーヒア市町自治体の方々から実際の実務のお話を聞かせていただいた。

この場を借りて心から謝意を表したい。

令和元年７月　　一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

目次

概　要

第１章　経済 5

第１節 タイの経済 5

1　特徴 5

2　指標・基礎情報 6

3　輸出入状況 9

4　投資環境・投資状況 11

5　ダウェイ経済特別区 21

6　タイを取り巻く経済環境と今後 23

7　日本との関係 24

第２章　選挙制度・公務員制度 26

第１節 選挙制度 26

1　タイの選挙・選出の種類 26

2　選挙の実施機関・選挙監視体制 27

3　下院議員選挙 30

4　上院議員選出 35

5　地方選挙（地方議員選挙・首長選挙） 37

6　近年の取組事例 38

第２節 公務員制度 39

1　国家公務員 39

2　地方公務員（特別地方自治体を除く） 48

3　特別地方自治体公務員 53

4　公務員制度に関する運用実例（ケーススタディ） 57

第３章　タイの地方自治制度における課題と展望 59

注釈

参考文献

概　要

本稿においては、『タイの地方自治』の第３編として、タイの地方自治を理解する上で必要な、経済状況、選挙制度及び公務員制度について主に述べていく。

第１章では、タイの経済状況として特徴、指標、輸出入状況、投資環境・投資状況、ダウェイ経済特別区、タイを取り巻く経済環境と今後及び日本との関係について紹介する。タイでは、2013 年から 2014 年までにかけて続いた政治的混乱が 2015 年に一旦終息したものの、2016 年 10 月 13 日にプミポン・アドゥンヤデート前国王（ラーマ９世）が崩御され、企業の販促イベント自粛や、消費者間の娯楽消費抑制等の動きが広がり、経済状況が停滞気味になっていた。しかし、2017 年 10 月 29 日の服喪期間終了後は、2017 年から世界的な景気回復も受けて輸出が拡大するなど上向きになっている。本章では、在タイ日本国大使館、日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所、日本政府観光局（JNTO）バンコク事務所、東京都中小企業振興公社及び福岡県バンコク事務所における聞き取り調査等に基づいて報告する。

次に、第２章では、タイの選挙制度及び公務員制度について紹介する。タイでは、軍事政権が 2014 年５月のクーデターで実権を掌握して以降、総選挙が長らく延期されてきたが、2018 年 12 月に総選挙を実施するための関連法案がすべて施行されたことから、2011 年以来となる総選挙（下院定数 500）が 2019 年３月 24 日に実施された。同年５月８日には、タイ選挙委員会から総選挙の公式結果が発表され、タクシン派のタイ貢献党が 136 議席を獲得し、第１党になったものの、軍事政権に反対する７政党の合計議席数は過半数に届かなかった。なお、同年６月５日には、首相指名選挙が下院議員 500 人、上院議員 250 人により行われ、軍事政権を率いてきたプラユット暫定首相が首相に選出され、引き続き親軍勢力が政権中枢を担い、軍の政治への影響力が維持されることになった。

また、タイは、ASEAN 諸国の中で唯一植民地支配の歴史を持たない国であり、宗主国の影響を受けず、独自の公務員制度を確立してきた。19 世紀後半のチャクリー改革[5]の下で官僚機構の近代化を図り、内務省を頂点とする中央集権体制が構築された。1932 年の立憲革命で立憲君主制に移行したが、政党政治は発達せず、エリート官僚による支配が存続することになった。1973 年の学生革命[6]以降は、官僚制の改革が政治課題となり、公務員制度の近代化が図られていった。本章においては、中央政府機関であるタイ内務省地方自治振興局（Department of Local Administration：DLA）、人事委員会（The Civil Service Commission：CSC）、選挙管理委員会（The Election Commission of Thailand：ECT）及びチェンマイ県（Chiang Mai Province）、地方自治体であるバンコク都（Bangkok Metropolitan Administration：BMA）、チェンマイ県自治体（Chiang Mai Provincial Administrative Organaization）、チェンマイ市町自治体（Chiang Mai City Municipality）、メーヒア市町自治体（Meahia sub-district Municipality）における聞き取り調査等に基づいて報告する。

最後に、第３章においては、今後のタイにおける課題と展望について述べる。

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所では、『タイの地方自治』第１編

及び第２編を平成 30 年１月に発刊しており、本レポートを第３編とし、第１編及び第２編と合わせて「タイの地方自治」として執りまとめる。

第１章　経済

第１節　タイの経済

１　特徴

タイは、軍の圧力が強い国であり、2014 年のインラック政権下で軍によるクーデターにより軍事政権が成立した。

現在の暫定首相は、クーデターを指揮した陸軍司令官のプラユット・チャンオチャ氏である。タイでは、1932 年以降の絶対君主制から立憲民主制への転換を経て現在に至るまでの間、通算約 53 年間軍が政権を担っている。

現在亡命中のタクシン氏とインラック氏のように、軍以外からも首相経験者は輩出されているが、いずれも軍のクーデターやデモによって退陣に追い込まれていることから、いかにタイでの軍閥の勢力が強いかが分かる。

しかしながら、現在の軍事政権は、民政復帰のロードマップを策定し、更には 2017 年新憲法が国民投票によって可決され、民政移管の動きを着々と進め、先述のとおり 2019 年３月 24 日に総選挙の実施に辿り着いた。

このような状況の中、タイは 2010 年に高位中所得国[7]入りを果たしているが、近年、賃金の上昇や若年人口の減少等から、労働集約型産業への依存は難しくなっており、産業構造を高度化しなければ、人件費の上昇や技術革新の遅れで成長が停滞する「中所得国の罠」に陥るとの懸念も浮上している。こうした状況に危機感を抱いたタイ政府は、2015 年に、産業構造高度化を通して経済のステージアップを狙う「タイランド 4.0」という構想を打ち出した。

この経済計画は、2015 年時点での一人当たり GDP5,831US ドルを 2036 年までに１万 3,000US ドルまで上げ、高所得国[8]の仲間入りを目指すというものである。その中でも次の 10 分野を特に重視している。

① 次世代自動車
② スマートエレクトロニクス
③ メディカル・ウェルネスツーリズム
④ 農業・バイオテクノロジー
⑤ 食品関連
⑥ ロボティクス
⑦ 航空
⑧ バイオ燃料・バイオ化学
⑨ デジタル
⑩ メディカルハブ

特に⑨のデジタルは、「タイランド 4.0」達成の鍵となるため、タイ政府は、上述の経済計画とは別に、「タイ・デジタル経済社会開発 20 ヵ年計画」を 2016 年４月に策定し、「デジタル立国」を目指している。

また、デジタル産業推進のため、情報通信技術省は、2016 年９月から新たに「デジタル経済社会省」に改組された。

「タイランド 4.0」の実現には、多数の大卒・大学院卒のエンジニアが必要となるものの、タイは理工系大学生が少ないという弱点を抱えているので、こうした労働力不足に対し、タイ政府が、保育サービスの充実等による女性の就業機会の増加、高齢者の就業率の増加、外国人労働者の誘致といった施策によってこの問題をいかに克服していくかが、今後のタイ経済の行く末を左右する重要なポイントとなる。

また、タイの金融政策は、2000 年５月以降、インフレ・ターゲティング[9]を基本に運営されているが、インフレ率は１％台であり、物価は安定している。財政運営も堅実であり、景気対策による歳出増加で一時的に赤字が拡大しても、その後の景気回復に伴う税収増加で財政赤字が解消されるというパターンが概ね維持され、財政規律が失われてはいない。また、タイの公的債務残高の対 GDP 比率は約 42％（2017 年時点）と、新興国全体の平均値 50％より低い[注]。

２　指標・基礎情報

タイにおける 2017 年現在の主な経済指標は以下のとおりである。

【表１：主な経済指標（2017 年）】

名目 GDP	4,553 億 US ドル ※同年の日本の名目 GDP（4 兆 8,721 億 US ドル）の概ね 10％の水準
１人当たり名目 GDP	6,591US ドル ※同年の日本の１人当たり名目 GDP（38,983US ドル）の概ね 17％の水準
実質 GDP 成長率	3.9％
失業率	1.2％

出典（日本貿易振興機構（JETRO）Web ページを基に作成）

また、タイの経済状況を把握する上で基礎的な情報となる、タイの産業構造、ASEAN の経済成長率・人口割合・人口ピラミッド、タイの所得層別割合は、以下の図１から５までのとおりである。

注　出典：国際通貨基金（IMF）“World Economic Outlook Database October 2018”
https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx

【図１：タイの産業構造（2017 年）】

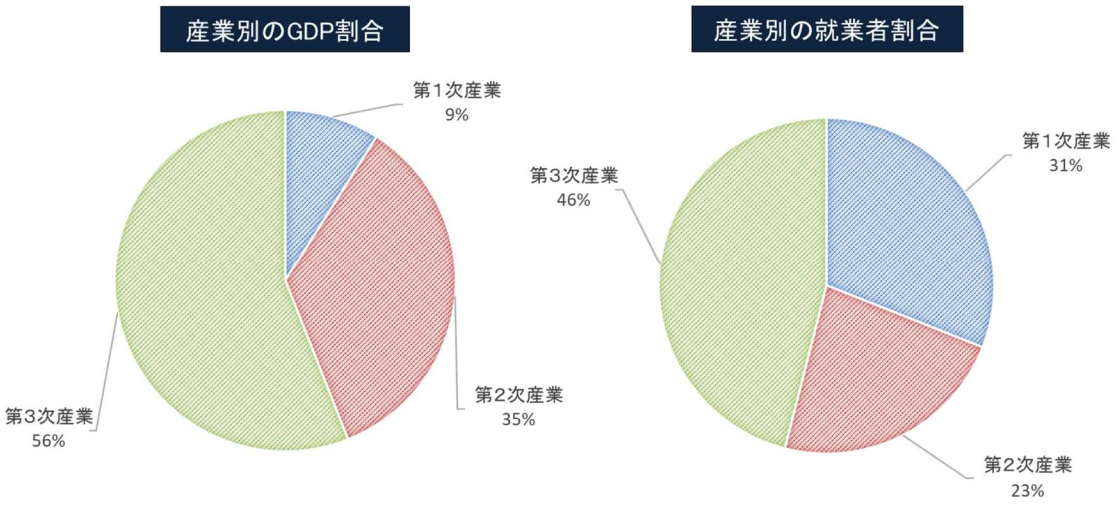

出典（日本貿易振興機構（JETRO）『世界貿易投資報告（タイ）』を基に作成）

【図２：ASEAN 及び日本の経済成長率】

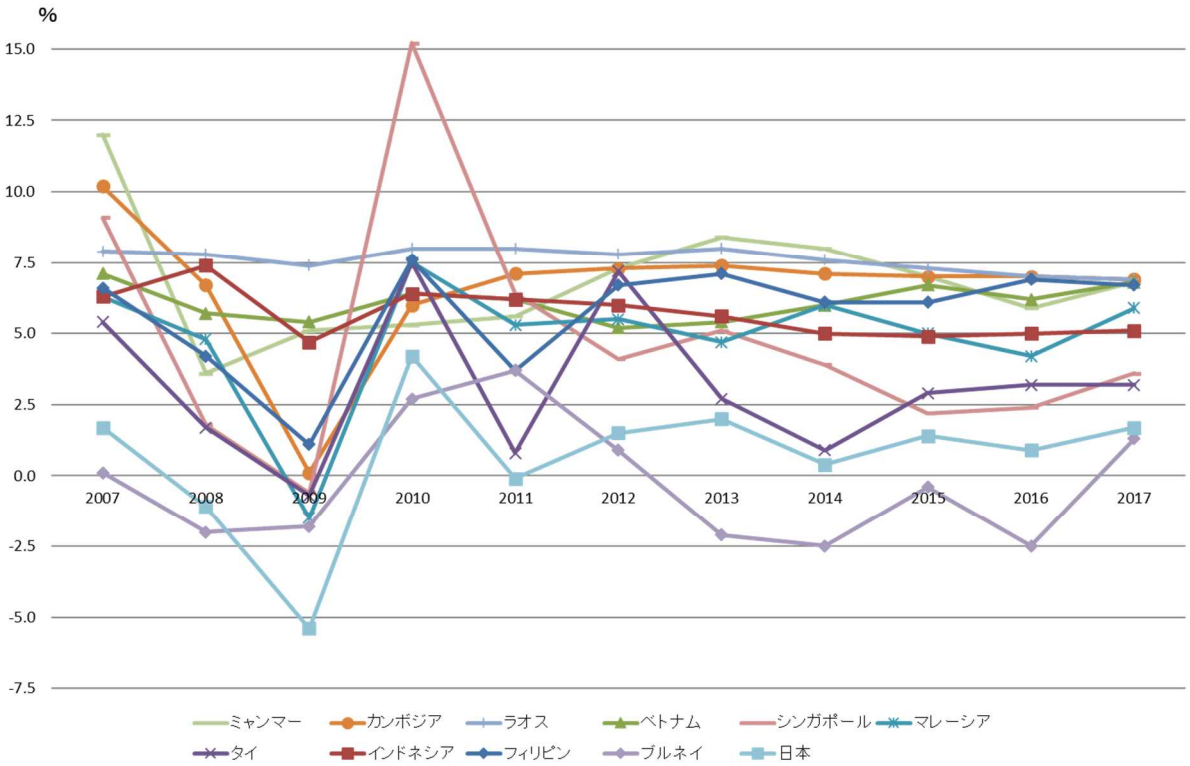

出典（国際通貨基金（IMF）“World Economic Outlook Database October 2018”を基に作成）

【図３：ASEAN 及び世界の人口割合（2018 年）】

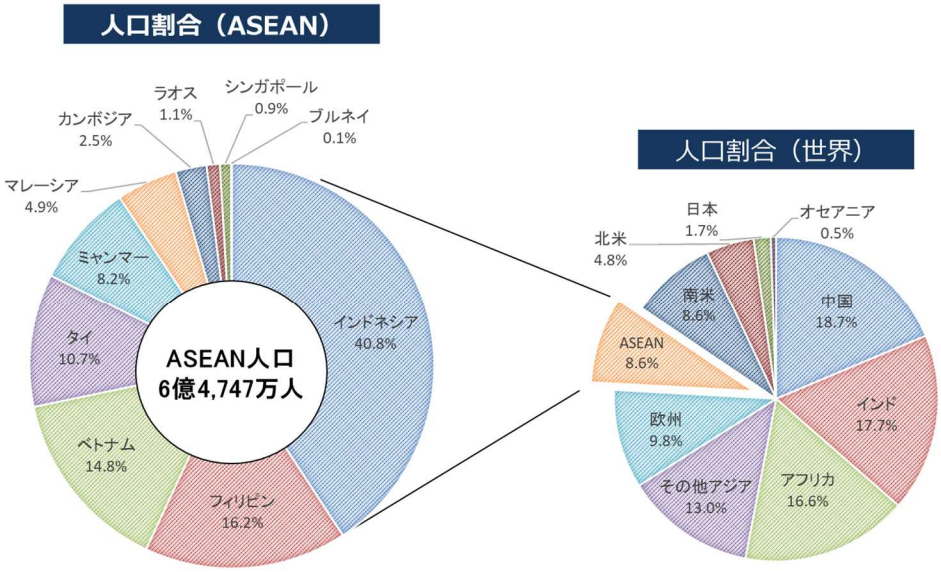

出典（自治体国際化協会シンガポール事務所『ASEAN・インド・スリランカの概況について』より引用）

【図４：ASEAN 及び日本の人口ピラミッド（2018 年）】

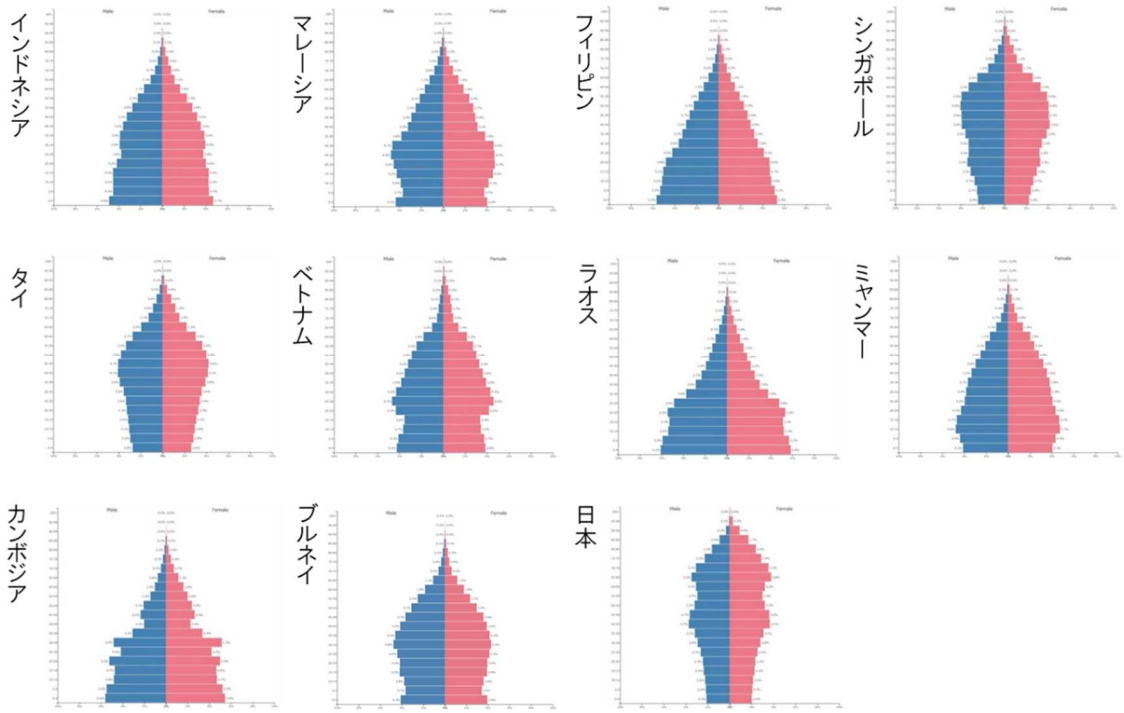

出典（自治体国際化協会シンガポール事務所『ASEAN・インド・スリランカの概況について』より引用）

【図５：タイの所得層別割合（世帯当たり年間可処分所得）】

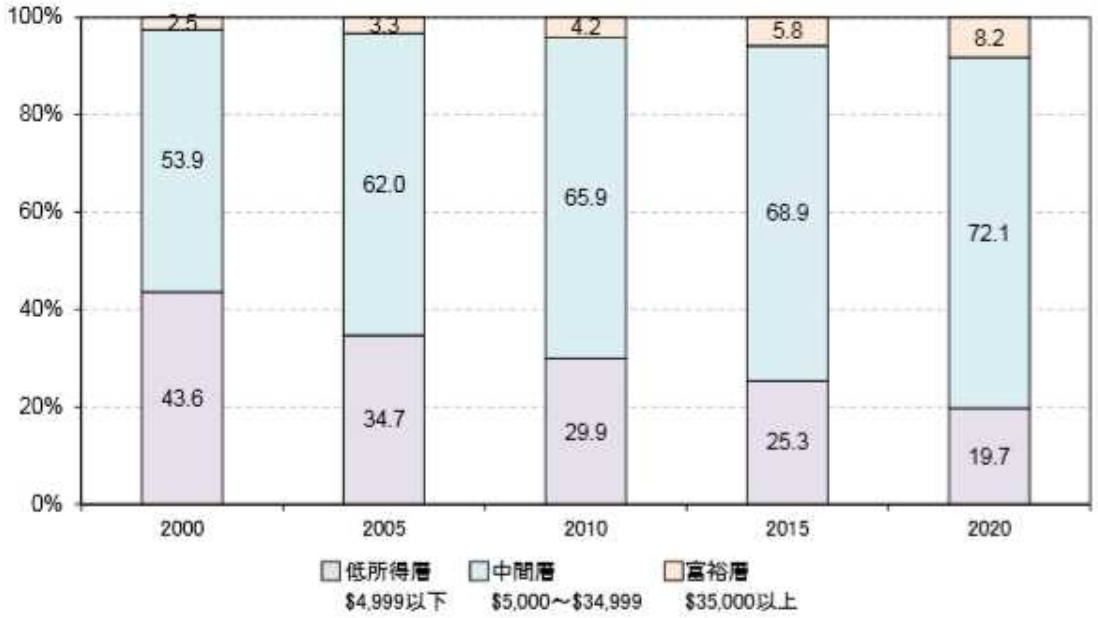

出典（農林水産省『平成 23 年度国別戦略的マーケティング事業（東南アジア）調査報告書』より引用）

3　輸出入状況

（１）輸出

2017 年の輸出相手国は第１位が中国、次いで米国、日本は第３位となっており、輸出品目は第１位が自動車及び同部品、第２位がコンピュータ及び同部品、第３位が宝石及び宝飾品となっている。

【表２：タイの主要輸出相手国及び品目（2017 年）】

タイの主要輸出相手国

輸出相手国	輸出額（100万USドル）
中国	29,433
米国	26,537
日本	22,310
香港	12,308
ベトナム	11,662
オーストラリア	10,507
マレーシア	10,352
インドネシア	8,806
シンガポール	8,287
その他	96,492
合計	236,694

タイの主要輸出品目

輸出品目	輸出額（100万USドル）
自動車・同部品	27,044
コンピュータ・同部品	18,490
宝石・宝飾品	12,827
ゴム製品	10,255
エチレンポリマー等	8,674
電子集積回路	8,267
機会・同部品	7,574
化学製品	7,460
精製燃料	7,183
ゴム	6,024
その他	122,896
合計	236,694

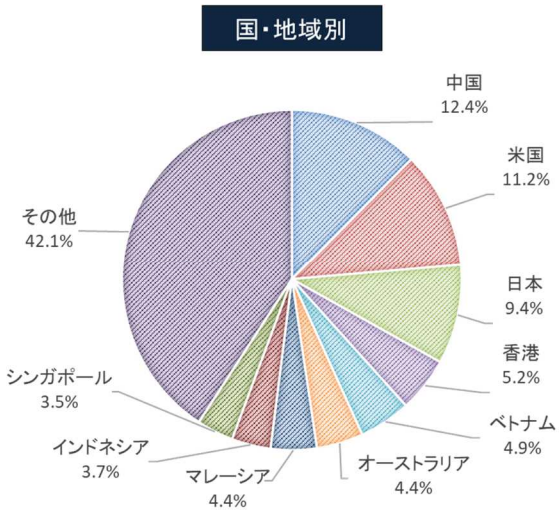

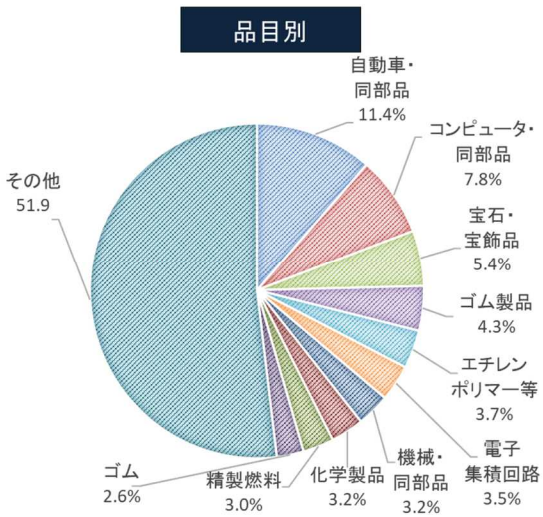

出典（日本貿易振興機構（JETRO）『世界貿易投資報告（タイ）』を基に作成）

（２）輸入

輸入相手国は第１位が中国、次いで日本、第３位が米国となっており、輸入品目は第１位が一般機械及び同部品、第２位が原油、第３位が電気機械及び同部品となっている。

【表３：タイの主要輸入相手国及び品目（2017 年）】

タイの主要輸入相手国

輸入相手国	輸入額 (100万USドル)
中国	44,237
日本	32,037
米国	14,864
マレーシア	11,755
台湾	8,130
韓国	8,057
シンガポール	7,932
アラブ首長国連邦	7,778
インドネシア	7,363
その他	80,610
合計	222,763

タイの主要輸入品目

輸入品目	輸入額 (100万USドル)
一般機械・同部品	19,508
原油	18,785
電気機械・同部品	17,303
化学品	14,750
宝石・地金類	14,311
自動車部品	11,403
鉄・鉄鋼製品	11,342
電子集積回路	11,160
金属くず・スクラップ	8,650
コンピュータ・同部品	7,513
その他	88,038
合計	222,763

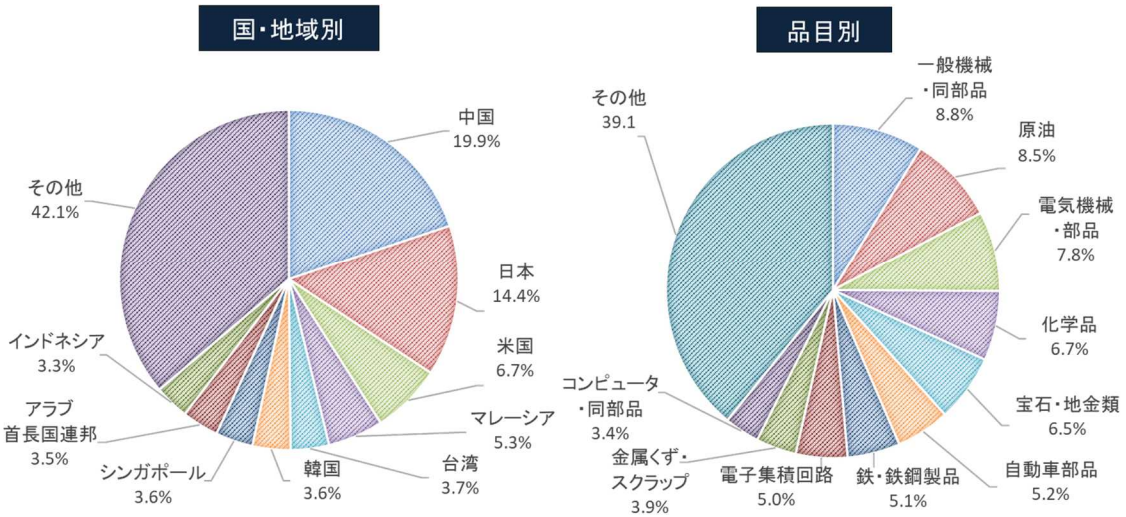

出典（日本貿易振興機構（JETRO）『世界貿易投資報告（タイ）』を基に作成）

輸出・輸入の状況から、タイは輸入した原材料を加工して輸出している製造立国と言える。

また、2013 年には中国との貿易額（輸出＋輸入）が日本を上回り、更に 2014 年には輸入額も上回るなど、中国が最大の貿易相手国となっている。2005 年から 2015 年までの 10 年間でタイから中国への輸出額は約 2 倍（約 910 億 4,000 万 US ドルから約 2,331 億 1,000 万 US ドル）に、中国からタイへの輸入額は約 4 倍（約 1,114 億 8,000 万 US ドルから約 4,091 億 2,000 万 US ドル）に拡大する[注]など、今後も中国の影響力は増していくものと考えられる。

タイは開かれた経済であり、外需主導の成長をしてきている。欧米先進国を中心とした反グローバリゼーションや反貿易自由化の動きは、輸出依存度の高いタイにとって懸念すべき事態である。

近年では、近隣 ASEAN 諸国の成長や、ASEAN 経済共同体（ASEAN Economic Community：AEC）発足等を背景に ASEAN 域内貿易のシェアが高まってきている。しかしながら、依然として、ASEAN 全体としての中国への貿易依存度は高まっているため、中国経済の急減速に伴う輸出急減のリスクは残ると考えられる。

4　投資環境・投資状況

（1）タイ進出のメリット・デメリット

ア　メリット

日本からタイへは金属製造・加工や電気機器・輸送用機械製造といった製造業の進出が多くなっているが、タイ進出のメリットとして、輸送、電力、工場用地等の製造業用インフラが近隣諸国に比べて整備されていることが挙げられる。

また、日本やシンガポールに比べ、安価なコストでの進出が可能である。タ

注　出典：国際貿易投資研究所『タイの貿易構造の変化と FTA の現状』

イの人件費は他の東南アジア諸国と比較すると、シンガポールやマレーシアよりは安く、ベトナム、フィリピン、インドネシアよりは高い[注1]。2016 年の大学進学率は約 50%[注2]であり、安価で勤勉な労働力を活用した事業展開が可能となっている。安価な事業コストで高付加価値なビジネスを展開し、日本では利益の出しにくい事業でも大きな利益率が実現できる可能性が高いと言われている。

さらに、タイは、周りをマレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマーに囲まれ、地理的に東南アジア諸国の中心に位置しており、2014 年には、タイ、ベトナム、カンボジアのインドシナ半島の南部地域を東西につなぐ陸路、「南部経済回廊」が整備され、タイを中心に東南アジアの物流環境が改善された。

首都バンコクの空港からは、アジア域内への移動はもちろん、中東や欧州、アフリカ等への便も多数就航している。そのため、2017 年現在、約 7 %で成長する周辺国の経済成長を後押しする、アジアマーケットのハブ機能の役割を担うことができる。アジア、そして世界への輸出拠点としてタイに進出する日本企業も少なくない。

この他のメリットとして、日本製品や日本食への需要が拡大し続けていることが挙げられる。タイに進出している日本企業数は 5,444 社[注3]、在留邦人数は 72,754 人[注4]（2017 年現在）であり、旅行先としても人気のタイには多くの日本人が訪れている（2018 年の訪タイ日本人観光客数は 165 万 6,100 人[注5]）。そのような状況もあって、日本製品やサービスの市場も拡大してきており、多くの日本食レストランや医療サービス等が展開されている。

また、健康ブームが高まるタイでは、日本食への人気が、和食が持つヘルシーさにより高まってきている。更にファッションやアニメ、漫画、映画といったポップカルチャー等への人気から日本への関心も高まっており、タイでの「日本マーケット」は拡大し続けている。2018 年現在で約 6,900 万人の人口を有する[注6]タイでは、2015 年時点で約 75%の中間所得層以上が 2020 年には人口の 80%を超えるとも予測されており（図 5 参照）、質の良い「日本製品」の人気が今後も更に高まることが予想される。

イ　デメリット

デメリットは、まず、少子高齢化が進み、将来的には人口減少が見込まれるということが挙げられる。東南アジア諸国全体でみると人口は増加しているが、

注1 出典：日本貿易振興機構（JETRO）『投資コスト比較』
注2 出典：GLOBAL NOTE『タイの教育統計データ』https://www.globalnote.jp/
注3 出典：日本貿易振興機構（JETRO）『タイの概況とアセアン経済』
注4 出典：外務省『海外在留邦人数調査統計平成 30 年要約版』
注5 出典：アジアトラベルノート
https://www.asiatravelnote.com/2019/01/28/japanese_visitors_to_thailand_hit_record_high_in_2018.php
注6 出典：国際通貨基金（IMF）“World Economic Outlook Database October 2018”
https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx

タイでは、2017 年の 65 歳以上人口が全体の 11.37%を占め[注1]、2022 年には 65 歳以上の人口が全体の 14%を超す高齢社会が到来すると言われており、日本（2020 年の 65 歳以上の人口割合は約 29%[注2]）と同様に労働力の低下、消費マーケットの縮小は避けられない事態が予測されている。

また、2016 年のタイ人の平均寿命は約 76 歳[注3]である一方、出生率は 2015 年の 1.50 から 2016 年には 1.48 へ低下しており（同じく少子高齢化が進んでいる日本は 1.44）[注4]、日本と同様に少子高齢化が進み、この問題への対応が今後の国の成長を左右するといっても過言ではない。長期的に見ると、高齢化による財政支出拡大と少子化による賃金上昇の影響等がタイの経済成長を鈍化させることとなり、日本企業への打撃となる可能性もあると言える。

２つ目のデメリットとしては、経済が政治動向に左右されるということが挙げられる。1932 年以降、絶対君主制から立憲君主制に移行したタイ（詳細は第２編第１章第３節「絶対君主制から立憲君主制」を参照。）であるが、先述のとおり度々軍事クーデターが起こっている。反政府軍のクーデターにより、治安が悪化することも想定されるため、現地に進出する日本企業にとっては大きな問題となる。

また、2016 年 10 月には、プミポン・アドゥンヤデート前国王（ラーマ９世）が崩御された。自ら政治混乱に直接介入することで事態の収束を図るなど、タイ社会の安定の要として存在感を発揮した前国王は、国民から絶大な支持と尊敬を集めていたため、その崩御の際には、先述のとおり多くの国民が悲しみに暮れ、その労働意欲や購買意欲にまでも影響を与えるほどであった。プラユット暫定首相も１年間を公式服喪期間とすると宣言し、国民に全ての娯楽活動を 30 日間控えるよう求めるなど国全体に自粛ムードが広がる中、実際に一部の日本企業の売上も減少傾向にあったとのことである。政治動向が国民の労働意欲や購買意欲までも左右してしまうことは、その国に進出する日本企業にとっては、デメリットの一つになってしまうと言える。

更なるデメリットとしては、所得の地域差によるマーケット事情が挙げられる。著しい経済成長を遂げたタイとはいえ、その成長は主にバンコク及びバンコク近郊のみとなっている。依然として所得格差は大きく、地方にまで経済発展の恩恵が波及しているとは言えない状況である。現地の若い働き手が、より高い収入を求めて首都バンコクに移り続けていることも、所得の地域差を生み出している一因となっている。そのため、地方都市は貧しさが残り、現状では、タイ全土を均等なマーケットとして捉えることは困難である。また、中間層以下の所得層には、日本の商品は高額で中々手が届かないという現実もある。

このような状況において、日系企業同士のバンコク内での競争が激化し、地

注1 出典：GLOBAL NOTE『タイの人口・構成統計データ』https://www.globalnote.jp/
注2 出典：内閣府『平成 29 年版高齢社会白書』
注3 出典：世界保健機関（WHO）“World Health Statistics 2018”
注4 出典：世界銀行“Fertility rate, total births per woman”

方に活路を見出そうとしても市場を開拓できないというジレンマが生まれることになっている。

（２）外国直接投資（FDI）受入動向

タイへの外国直接投資（Foreign Direct Investment。以下「FDI」という。）は1995年に過去最大の投資額（約5,800億バーツ[注1]）を記録して以降、２度の大きな落ち込みを経験している。１度目は1997年のアジア通貨・経済危機を契機としたもの、２度目は2007年から2008年までにかけて発生した世界金融危機を背景としたものである。

いずれもその後、FDIは回復し、1995年の約5,800億バーツには及ばなかったものの、2007年には約5,056億バーツ、2012年には約5,490億バーツを記録するなど比較的高水準で推移していたが、2017年は約2,270億バーツに減少した。

一方で投資件数は2012年に1,357件と直近のピーク（1995年1,197件）を超えたが、2017年は730件に減少した[注2]。

日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所への聞き取り調査によると、2017年の投資額及び投資件数の低迷は、2015年１月施行の新たな新投資恩典制度導入に伴い、新制度では恩典を受けられないであろう企業による旧制度への駆け込み申請があったことの反動によるものとのことである（「（４）タイ投資委員会（BOI）の投資奨励による恩典」を参照）。

【図６：タイの外国直接投資（FDI）受入状況（認可ベース）推移】

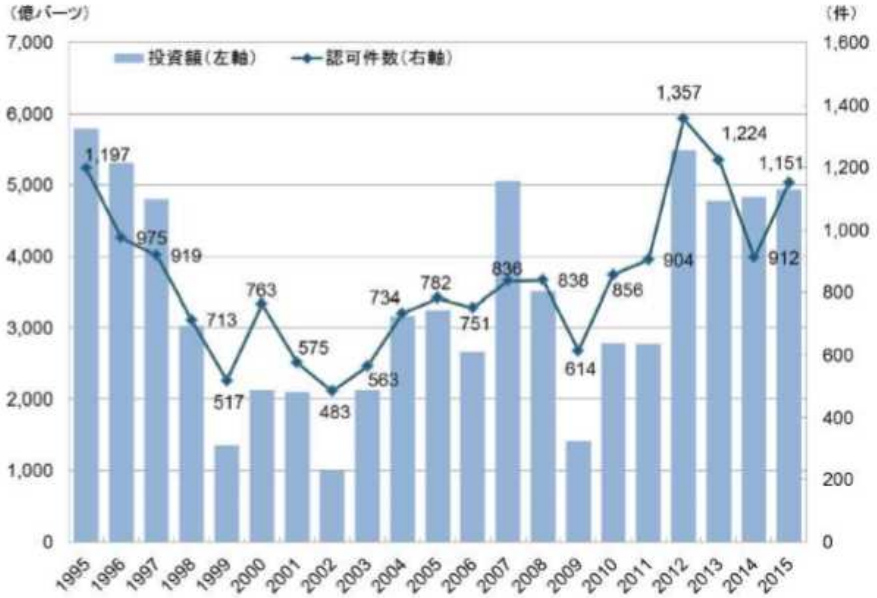

出典（国際協力銀行（JBIC）『タイの投資環境』より引用）

注1　１バーツ＝3.53円（出典：株式会社みずほ銀行（2019年７月１日現在外国為替公示相場の仲値））

注2　出典：国際協力銀行（JBIC）『タイの投資環境』及びBOI “Foreign Direct Investment Statistics and Summary”

国別に見ると、2017 年の実績では、日本の構成比が 47%を占め、最大の投資国となっている。日本に次いで ASEAN（構成比 19.4%）、中国（同 9.7%）と続くが、日本との差は大きい。

【図７：2017 年タイの国別外国直接投資（FDI）受入状況（認可ベース）】

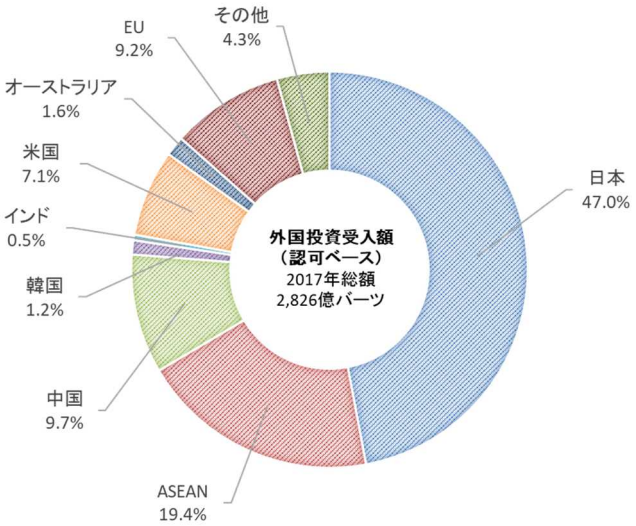

出典（Board of Investment : BOI “Foreign Direct Investment Statistics and Summary”を基に作成）

（３）タイへの投資形態

ア　進出方法

外国企業がタイに進出する場合

①　既存企業への資本参加

②　現地法人の設立

③　支店の設置

④　駐在員事務所の設置

の４つの形態があるが、現在タイに進出している日系企業の多くは、②の現地法人を設立する形態で進出している。進出時の出資割合については、タイ企業との合弁で外資 50%未満の場合もあれば、外資 50%以上や外資 100%の場合もある。

この進出の仕方の背景にある外資規制に関しては、外資 50%未満での場合は 1999 年の改正後の外国人事業法（以下「1999 年外国人事業法」という。）の規制対象外であるが、外資が 50%以上を保有する場合には 1999 年外国人事業法により外国人企業とみなされ、以下の規制対象となる。

・特定の９業種（マスメディア関係、畜産関係、漁業関係、仏像製造等やタイ企業の競争力が劣っている一部のサービス業等）は参入禁止

・特定の 13 業種（航空関係、骨董品関係、製塩関係等）は原則参入禁止だが、

閣議の承認の下、主務大臣の許可を得た場合は参入可能
・特定の 21 業種（サービス業関係等）は原則参入禁止だが、外国人事業委員会の承認の下、所管省庁の許可を得た場合は参入可能

しかし、1999 年外国人事業法の規制対象である外資 50%以上の現地法人設立の場合であっても、2017 年改正後の投資奨励法（以下「2017 年投資奨励法」という。1999 年外国人事業法の特別法に当たる。）の規定により、タイ投資委員会（Board of Investment。以下「BOI」という。）が投資を奨励認可する一定の事業については、1999 年外国人事業法の規制対象外となり、外資 50%以上での現地法人設立が認められる。

なお、①の既存企業への資本参加についても、②と同様の規制を受けるが、この場合には外資 50%未満での進出が一般的である。③の支店の設置は 1999 年外国人事業法の規定によりその活動範囲が制限される。④の駐在員事務所の設置は情報収集業務に限定され、営業活動を行なうことはできない。

イ　現地法人の設立

前項で述べたタイで現地法人を設立して進出する場合の方法については、次の 3 つがある。

①　投資奨励法による恩典を受けて進出する方法

2017 年投資奨励法に基づき、BOI から認可を受けて会社を設立する方法。

②　2007 年タイ工業団地公社法による恩典を受けて進出する方法

タイ工業団地公社（IEAT）の管理する工業団地に入居する方法。この場合、IEAT に土地使用申請を行う必要があるが、実施事業がタイの工業、技術、産業発展に貢献する企業で、工業団地の環境を阻害するものでなければ、原則として工業団地への入居が認められる。入居者となる法人は、許可取得後に IEAT と土地使用契約を締結する。

この方法を採ると、土地所有や外国人労働の許可取得が容易となり、自由事業区（IEAT Free Zones）に進出する場合の機械・原材料等に課せられる関税及びその他の租税の免除が受けられるなど一定の恩典を受けられるが、法人所得税の減免等の恩典は受けることができないため、同時に BOI の認可を受けて 2017 年投資奨励法による恩典を受けるのが一般的である。

③　①②いずれの奨励恩典も受けずに進出する方法

この場合、外資比率が 50%以上であると先述のとおり 1999 年外国人事業法の規制を受けることになる上、各種恩典を受けることができない。

ウ　会社形態

タイの会社形態は、次のとおりである。

【現地法人形態】

①　普通パートナーシップ（Ordinary Partnership）

各出資者が無限責任を負う形態。日本の合名会社に該当。

②　有限パートナーシップ（Limited Partnership）

無限責任と有限責任の出資者がいる形態。日本の合資会社に該当。

③　非公開株式会社（Limited Company）

各出資者が株式引受額を限度とする有限責任の会社形態。

④　公開株式会社（Public Limited Company）

タイ証券取引所に上場する場合の会社形態。

【外国法人形態】

⑤　駐在員事務所（Representative Office）

収益事業を行う必要がない場合又は収益の見通しは立たないがタイに拠点を置いて現地事情を把握したい場合の進出形態。

⑥　地域統括事務所

コストセンター（コストだけが集計され、収益は集計されない部門）として、タイ及び近隣諸国の関係会社管理を行う場合の進出形態。

⑦　支店（Branch Office）

エンジニアリング等、日本本社主導で特定の事業のみ行う場合の進出形態。

⑧　期限付き支店（Project Office）

大規模な公共事業等、一定の契約期間の間だけ事業を行う場合の進出形態。

（４）タイ投資委員会（BOI）の投資奨励による恩典

ア　BOI 概要

BOI（Board of Investment）は、タイ政府の基本経済政策である投資奨励を実行するため、1977 年時点の投資奨励法に基づき設置された政府機関である。首相を議長、副首相を副議長とし、財務大臣、財務省、商務省、工業省、国家経済社会開発委員会の各次官、タイ工業連盟会長及びタイ銀行協会会長等合計 13 名（2016 年現在）の委員並びに複数名のアドバイザーからなる委員会で、小委員会メンバーと事務局長を任命する。そして、一定の規模までの投資については、小委員会承認の下で、事務局が実務手続を行う。

BOI による奨励政策の基本方針の決定、政策の実施等については、2017 年投資奨励法に規定されており、この 2017 年投資奨励法は他の法律に優先する特別法として取り扱われているので、例えば先述のとおり BOI の認可があれば、

1999 年外国人事業法による外資規制に関係なく事業が可能となり、また、歳入法、関税法、土地法、移民法等における一般的な規則とは異なる特別の恩典が与えられる。

イ　BOI の投資奨励業種

BOI は投資奨励する業種として、次の 7 つに分類される 100 以上の業種を規定している。

① 農業、農業製品
② 鉱業、窯業、卑金属
③ 軽工業
④ 金属製品、機械、輸送機器
⑤ 電子産業、電化製品
⑥ 化学、紙、プラスチック
⑦ サービス、公共事業

ウ　BOI の投資奨励認可基準

BOI の投資奨励は、次の考え方に則って認可される。

① 国籍は関係ない。
② 先述の奨励対象業種に与えられる。ただし、業種表にない事業でも、BOI へ申請することにより、タイの産業発展に資するものであれば認可対象に追加される。
③ 当初の投資額は土地代と運転資金を除き 100 万バーツ以上であること。
④ 操業当初の負債額は登録資本金の 3 倍以内であること。ただし、プロジェクトを拡大する場合はケースバイケースで BOI が認可対象とするかどうかを判断する。
⑤ 近代的な生産方法や新しい機械を使用すること。中古機械を使用する場合は信頼すべき機関がその性能を保証し、BOI が同意したものでなくてはならない。
⑥ 合弁の基準

・ 農業、畜産、漁業、採鉱、鉱山業及び 1999 年外国人事業法別表 13 のサービス部門と同一の業種は、タイ国籍者が持分全体の 51%以上を保有しなければならない。
・ 製造業については外国籍者が持分の大部分又は全部を所有することができる。
・ 特に理由がある場合、BOI は特定の業種に限り外国籍者の持分比率を定めることができる。

⑦ 20%以上の付加価値を生み出す事業であること。ただし、電化製品と部品、農水産業と農水産加工品、BOI が特別に同意を与えたものは例外。

⑧　土地代と運転資金を除く投資規模が 1,000 万バーツ以上の場合、操業開始後 2 年以内に ISO9000、ISO14000 又はそれらに相当する国際基準の認定を受けること。これが実行できない場合、法人所得税の免税期間（次項参照）が 1 年間短縮される。

⑨　奨励特典は法人が営む事業のみに与えられる。申請段階では個人名義で申請可能であるが、認可後、正式に奨励証書の発給を受ける時までに法人を設立し、法人名義で奨励証書発給申請を行う。

⑩　登録資本金は操業開始までに 100％支払うこと。タイ会社法上、非公開株式会社は各種資本金に対して 25％以上の払込が行われれば会社登記は可能となるが、BOI の恩典を受ける場合には、操業開始までに 100％払い込むことが条件となっている。タイの場合、日本の授権資本制度[10]と異なり、定款に記載された株式数を設立時に全部発行する。各種資本金に対して 25％以上払込が行われれば会社は成立し、その後取締役の請求により残額を払い込む制度となっている点は注意が必要。

⑪　投資金額(土地代と運転資金を除く。)が 7 億 5,000 万バーツ以上の場合、投資奨励申請に際してはフィージビリティ･スタディ報告書を添付しなければならない。

⑫　その他条件は以下のとおりである。

・　BOI から発行される奨励を認める証書に記載された品目製造又は役務提供のみを行うこと。例えば奨励証書にない品目を追加する時はその都度、BOI の認可を受けなければならない。

・　BOI から発行される奨励証書に記載された製品、役務の数量を上限に法人所得税が免税されるが、それを超えた数量に係る利益は課税対象となる。従って、数量を超過する場合は数量変更の許可を受ける必要がある。

・　恩典により取得した土地や特典により輸入税減免を受けた機械・設備、原材料は原則として奨励を受けた事業にのみ使用すること。別用途に使用する場合は BOI に許可申請すること。

エ　BOI の投資奨励による恩典（2015 年からの新たな投資恩典制度）

BOI の主な投資恩典は次のとおり。

①　法人税の免税（最大 8 年）

②　法人税の減税（免税期間後最大 5 年）

③　繰越欠損金の繰り延べ（免税期間後 5 年）

④　機械設備の輸入関税の減免

⑤　輸出製品用原材料の輸入関税の免税

⑥　国内製品用原材料の輸入関税の減税

⑦　輸送費、電気代及び水道代の 2 倍を 10 年控除できる

⑧　インフラ建設の 25%を減価償却に加えて控除できる

⑨　外資 50%以上の法人でも土地所有できる
⑩　外国人とその家族に対するビザが与えられる
⑪　外国人に対する労働許可が与えられる

2014 年までの旧制度では、バンコクを中心に３つのゾーンに分け、工場の立地が都心のバンコクから離れるほど税制優遇等の恩典が厚くなる「ゾーン制」又はタイにとって重要な産業「特別重要業種」若しくは「特別重要かつ国益をもたらす業種」には、投資地域に関わらず最大限の恩典又はそれに準ずる恩典を付与するという２種類の基準により投資奨励が行われていた。このゾーン制については地域格差を是正し、タイ全土に外資投資を誘致する目的があった。

2015 年１月からの新たな投資恩典制度では、ゾーン制が廃止され、一部は一人当たり所得が低い地域に対して恩典が与えられるが、タイ政府が誘致したい事業（優先度、重要度が高い事業）に対して厚い恩典を与える方式を採るようになった。さらに、国や産業発展に貢献する活動に対する投資には、追加恩典が付与されることとなる。

この新たな投資恩典制度の具体的な内容は表４のとおり。事業は事業内容によって、法人税免税期間が８年の「A1」から３年の「A4」と、法人税免税のない「B1」「B2」に分類されており、これを基本恩典としている。更にメリットベースの追加恩典として、研究開発等の競争力向上に資する投資、地方分散に資する１人当たりの所得の低い 20 県への投資、工業団地への入居については追加で恩典が与えられる。

【表４：新たな投資恩典制度の BOI 奨励恩典】

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">基本恩典</th><th colspan="3">追加恩典：メリットベース恩典
法人税免税期間追加</th></tr>
<tr><th>法人税
免税期間</th><th>その他の恩典</th><th>競争力向上</th><th>地方分散化
（20 県）</th><th>工業団地
入居</th></tr>
<tr><td>A1</td><td>８年
（上限額なし※）</td><td rowspan="4">・機械の輸入税免税
・輸出用製品の輸入原材料の輸入税免除
・土地所有許可
・ビザやワークパーミット取得についての優遇</td><td>なし</td><td rowspan="2">※法人税を、基本恩典の８年間免除終了後、５年間半減</td><td rowspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>A2</td><td>８年</td><td>追加なし。
面積上限額の増額あり</td></tr>
<tr><td>A3</td><td>５年</td><td rowspan="2">最長３年間追加。
※面積上限額の増額あり</td><td rowspan="2">３年間追加</td><td rowspan="2">１年間</td></tr>
<tr><td>A4</td><td>３年</td></tr>
<tr><td>B1</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">上記から「機械の輸入関税免税」を除く</td><td colspan="2" rowspan="2">一部事業が恩典を申請可能</td><td rowspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>B2</td></tr>
</table>

A1：国の競争力を向上させる、デザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業

A2：国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、まだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業

A3：既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要で高度技術を使用する事業

A4：技術が A1～A3 ほど高度ではないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業

B1・B2：高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業

注：Ａ２～Ａ４は土地と運転資金を除く投資金額が法人税の免税上限額となる。

出典（日本貿易振興機構（JETRO）及び BOI 資料を基に作成）

５　ダウェイ経済特別区

ミャンマー南東部ダウェイ市北部で約 2.5 万 ha の経済特別区を開発する構想があり、これは、バンコクを中心とするメコン地域産業とインドを連結する戦略的重要性を持つエリアである。

ダウェイは、ベトナムのホーチミン、カンボジアのプノンペン、シアヌークビル、タイのバンコクとつながる南部経済回廊のインド洋側の終点となる地点である。

ダウェイはミャンマーの都市であるものの、バンコクから約 350km の距離にあり、バンコクから陸路で製品を運び、船に積載し、インド洋に向けて運び出すのに絶好

の位置にある。現状では、タイ中部やベトナムから船積みし、マレー半島の南側を迂回、マラッカ海峡を通過するルートを通る必要があるため、ダウェイで船積みできれば大幅な時間短縮が見込める。

タイはダウェイ開発に当初から積極的な姿勢を示していたが、これは自動車をはじめとする工業製品や加工食品等を国内で生産し、他国へ輸出しているタイにとって、インド洋への物流ルート確保は原材料の輸入・製品の輸出、その両面においてメリットが大きいからである。

【図８：ダウェイの位置】

出典（Dawei Development Company Limited Web ページ）

【図９：ダウェイ開発プラン】

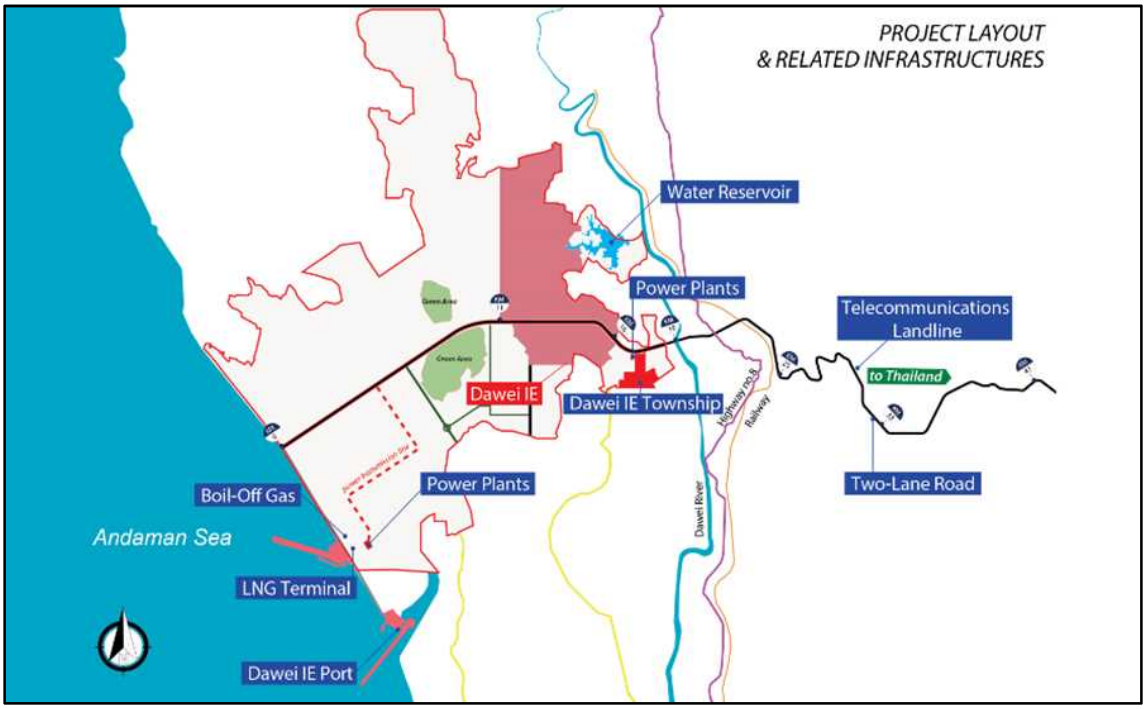

出典（Dawei Development Company Limited Web ページ）

2013年6月には、ダウェイSEZ[注]の包括的な開発に向け、ミャンマー政府に対し助言等の支援を行うこと等を目的として、ダウェイSEZ開発会社が、ミャンマーの国家計画・経済開発省対外経済局（Foreign Economic Relations Department：FERD）及びタイの周辺諸国経済開発協力機構（Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency。以下「NEDA」という。）の出資により設立された。

2015年7月に開催された日・メコン首脳会議において、日本・ミャンマー・タイの3か国間で、ダウェイSEZ開発協力に関する意図表明覚書（MOI）に署名が行われた。その中身は以下のとおり。

① 特別目的事業体（Special Purpose Vehicle。以下「SPV」という。）への出資準備手続

② 技術的連携、SPV支援のため国際協力機構（JICA）専門家を派遣

③ ダウェイとタイのカンチャナブリー県を結ぶ2車線道路の建設の初期事業化調査の実施

④ 環境及び社会への配慮

しかし、同年8月には、ミャンマー・タイの合同委員会がタイ企業3社で構成する企業連合に開発権を与えることを決定したものの、その後ミャンマー側が同計画の再検討を行うなど開発が中断していた。

その間、ミャンマーでは総選挙が行われ、アウン・サン・スー・チー氏率いる野党の国民民主連盟（NLD）が単独で過半数の議席を獲得し、新政権が樹立。また日本政府は国際協力銀行（JBIC）を通じてダウェイSEZ開発会社に出資する株主間協定の署名を行った。

2018年11月1日、ダウェイ経済特別区とタイを結ぶ2車線高速道路の調査と詳細設計プロジェクト実施に向けて、ミャンマー政府高速道路局とタイのNEDAが実施協議合意書に調印するなど、ダウェイ経済特別区の開発を再開する兆しが見えてきている。

6 タイを取り巻く経済環境と今後

タイは、ASEANの中でもGDPの浮き沈みが激しい国である（図2参照）。理由としては、タイは、輸出依存度が高いため、景気によって左右されやすい経済システムであることが挙げられている。

最近では、先述のとおり、中国へ盛んに輸出がされているが、中国の経済力鈍化に伴う輸出の減少が懸念されているため、現在、中国でだけでなく、経済発展が著しいマレーシアやベトナムにも輸出している。このように、いわゆる「チャイナリスク」が不安要素として挙げられるが、ASEAN域内への輸出を拡大することによって、このようなリスクを回避できると考えられている。ASEAN域内の中でも、不況知らずのベトナムやこれから経済発展の機運が高まるミャンマーへの輸出を拡大す

注 Special Economic Zone（経済特別区）

ることで、GDP の浮き沈みを防げる可能性があることから、タイには、「リスク分散型」の輸出形態が求められると考えられる。その他、タイでは、農業従事者が就業者の約４割を占めているが、一人当たり生産高は非常に低いと言われているため、農業における自動化や効率化を目指すことで、生産力の向上が可能になると考えられる。

こういったタイを取り巻く経済環境と今後を踏まえ、次項では日本との関係に言及していく。

７　日本との関係

タイは、日本企業の進出先として世界中で最も人気の高い国の一つであり、既に多数の日系企業が進出していることは先述のとおりである。特に、首都のバンコクでは、約 1,700 社が進出しており[注]、中国の上海に次いで最も日系企業が多い地域であるとされている。バンコク日本人商工会の会員企業数を業種別に見ると、2000 年代までは、製造業が非製造業よりも多かったが、2012 年以降は、非製造業が製造業を上回っており、非製造業企業の進出増加が近年のタイ進出日系企業数の増加につながっている。

国際協力銀行（JBIC）の『海外直接投資アンケート』における事業展開先としての有望国ランキングを見ると、2010 年以降、タイは、常に３位から６位までを占めて上位をキープしており、タイに対する日本企業の人気が高いことを裏付けている。事業展開先としてのタイの一番の魅力は、先述のとおり、インフラ面を中心とした投資環境の良さにある。他方、労働者の質やコストといった面では、タイよりもベトナムの評価が高い。

また 2013 年から 2014 年までにかけて続いた政治的混乱や 2016 年の前国王崩御に伴う経済活動の自粛等によりタイの経済自体が停滞していた時期はあったが、タイへの日系企業の進出は右肩上がりで増加している（図 10 参照）。理由としては、インフラが整っている点に加え、日本と自由貿易協定（Free Trade Agreement：FTA）を締結している点、主要産業である自動車、石油、化学を中心に各種産業が発展している点がある。また、日系企業が多いことから競争も激しいと言えるが、裏を返せば、現地法人同士での協業や提携も十分にし易い環境であると言える。

注　出典：Dijima～出島～『【2018 年版】タイ経済の最新事情～タイランド 4.0 で目指す未来～』https://www.digima-japan.com/knowhow/world/13324.php

【図 10：タイへの日系企業進出数の推移】

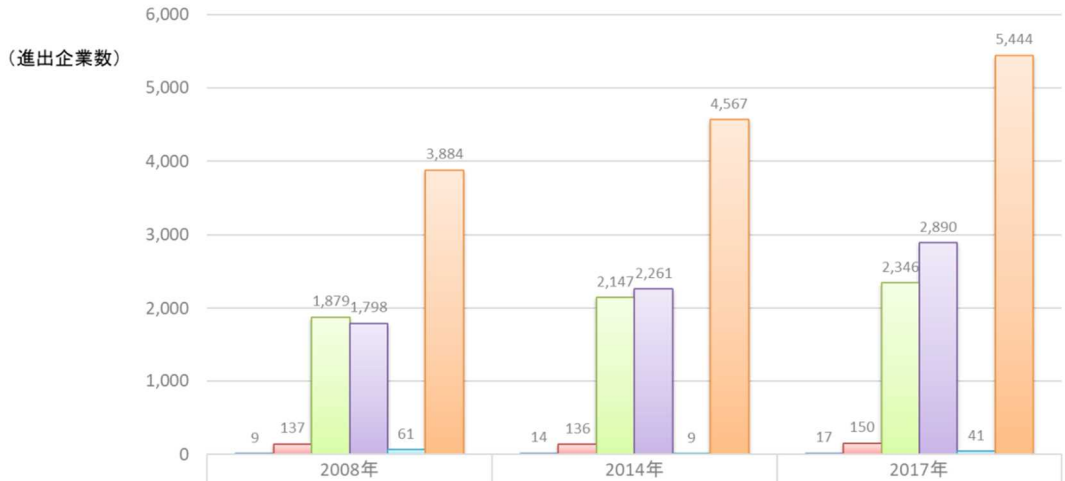

	2008年	2014年	2017年
農林水産業・鉱業	9	14	17
建設業	137	136	150
製造業	1,879	2,147	2,346
サービス業	1,798	2,261	2,890
その他（分類不能の産業）	61	9	41
合計	3,884	4,567	5,444

出典（日本貿易振興機構（JETRO）Web ページ及びバンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況（2016／2017 年版）』を基に作成）

一方、競争が少ない金融や、「タイランド 4.0」に見られるようなデジタル産業や IT の需要は高く、Fintech や決済サービス等の需要が高いと考えられる。

タイは、世界で最も親日国家として知られており、「日本ブランド」の需要は非常に高いため、日系企業にとってもビジネスがし易い点があると言える。また、タイでは日本料理や日本文化が人気を博していることから、日本の地方自治体もこれを好機と捉え、地元産品の販路開拓や訪日インバウンド観光の振興等に取り組んでいる。

バンコク都内ホテルやスーパーマーケット、イベントにおいて地元産品のプロモーションを実施し、様々なターゲット層に対して物産だけでなく観光や文化も併せて PR した。また、タイの映画やドラマのロケ地誘致に取り組んだ地方自治体では、それらのヒットも相まって公開後にロケ地となった神社等を訪れるタイ人観光客が急増した。

訪日タイ人も年々増加しており、2018 年には約 113 万人のタイ人が日本を訪れた[注]。今後も LCC を中心にタイと日本を結ぶ航空便の新規就航や増便が予定されており、更なる訪日旅行客の増加が見込まれる。

そのため、タイ進出だけでなく、タイ向けのインバウンド事業にもビジネスチャンスがあり、タイ人向けの広告や展示会、SNS 等の情報発信を通じた訪日プロモーション等で働きかけることで、この需要を取り込んでいくことも期待される。

注 出典：日本政府観光局（JNTO）平成 31 年 1 月 16 日報道発表資料

第２章　選挙制度・公務員制度

第１節　選挙制度

タイでは、先述のとおり、2014 年５月に軍事クーデターが発生した以降、約５年間にわたり軍事政権が続いてきた。軍事政権はクーデター直後から早期に民政復帰を目指す方針を示していたが、法整備の遅れ等を理由に総選挙の実施が繰り返し引き延ばされてきていた。そのような中、2017 年４月６日に新憲法が公布され、2018 年 12 月には４つの選挙関連法案（政党法、選挙委員会法、下院議員選挙法、上院議員選出法）が全て施行されたことにより、2019 年３月 24 日に総選挙が実施された。同年５月８日には、タイ選挙委員会から総選挙の公式結果が発表され、タクシン派のタイ貢献党が 136 議席を獲得し、第１党になったものの、軍事政権に反対する７政党の合計議席数が過半数に届かず、６月５日に実施された首相指名選挙において、軍事政権を率いてきたプラユット暫定首相が首相に選出された。

本節では、2017 年新憲法に基づく選挙制度について述べていく。

１　タイの選挙・選出の種類

タイで実施される選挙には、国政選挙として日本の衆議院議員に当たる下院（人民代表院）議員の選挙、地方選挙として地方議会議員の選挙及び首長の選挙がある。

また、日本の参議院議員に当たる上院（元老院）議員については、選挙ではなく各種職業グループに属する上院議員候補者の中から互選方式（自分の属する職業グループ以外のグループに属する候補者をお互いに選び合う方式）で選出することとなっている。ただし、当面の間は、軍を中心とする国家平和秩序維持評議会（NCPO）が上院議員を選出し、国王が任命する方式が採られる。

各選挙の概要については、下表のとおりであるが、詳細については各項目で説明していく。

【表５：選挙（選出）の種類】

種類			定数	選挙権（年齢）	被選挙権（年齢）
選挙	国	下院議員選挙（任期：４年）	小選挙区 350 人 比例代表 150 人	選挙日に　満 18 歳以上であること	投票日に満 25 歳以上
	地方	地方議員選挙（任期：４年）	都市規模による		投票日に満 25 歳以上
		首長選挙（任期：４年）	１人		投票日に満 30 歳以上
選出	国	上院議員選出（任期：５年）	200 人 当面の期間 250 人[11]	－	立候補日に満 40 歳以上

出典（国政選挙：2017 年新憲法に記載、地方選挙：バンコク都聞き取り）

2　選挙の実施機関・選挙監視体制

（1）タイ選挙委員会（The Election Commission of Thailand）

タイにおいて、国政選挙や地方選挙等の管理業務を行っている組織は、タイ選挙委員会である。

タイ選挙委員会は、1997年に設置された組織で、それまで内務省の管轄下にあった選挙管理業務を移管し、現在は独立機関として2017年新憲法にも位置付けられている[注1]。

これまでタイの選挙においては、候補者からの金銭の授受等選挙運動に関する不正が多く発生していたため、これらの不正を厳しく取り締まることができるよう、2017年新憲法に基づく選挙制度において、実施された選挙において不正等が発覚した場合に選挙を無効にできる権限[注2]や、選挙での不正が確定した候補者には再選挙における立候補資格を停止する権限[注3]、また、候補者が不正と思われる行為を行った場合は調査する権限[注4]等、選挙委員会の権限の強化が図られた。

また、政党の設置や党員の変更手続、政治資金に関すること等政党を管理する業務も行っている[注5]。

ア　選挙委員会の職務及び権限

2017年新憲法に基づく選挙制度において定められている主な職務及び権限[注6]は以下のとおりである。

① 下院議員選挙、上院議員選出、地方議会議員及び地方行政の首長の選挙及び国民投票（新憲法制定等）を準備し実施する。

② ①の選挙及び選出が誠実かつ公正に行われるように、また国民投票が合法的に行われるように管理する。この目的のため、必要に応じて取り調べや審問を行うことができる。

③ 選挙期間において取り調べや審問の結果、不正等が発覚した場合には、選挙や選出若しくは国民投票の差し止め、阻止、是正又は取り消しを命令し、改めて選挙や選出又は国民投票を実施するように命令する権限を有する。

④ 不正を行ったことが確定した立候補者に対して、1年を超えない範囲で立候補する権利を暫定的に停止する権限を有する。

⑤ 政党が法律に従って活動するように監督する。

⑥ 選挙又は選出の結果を発表する前に選挙又は選出が誠実又は公正に行われなかったと確信すべき証拠があったときは、当該の投票所又は選挙区において改めて選挙又は選出を実施するように命令する権限を有する。

注1 2017年新憲法第222条から第227条まで
注2 2017年新憲法第224条第3項
注3 2017年新憲法第224条第4項
注4 2017年新憲法第224条第2項
注5 2017年新憲法第224条第5項
注6 2017年新憲法第224条から第226条まで

⑦　選挙又は選出の結果を発表した後にいずれかの候補者が選挙又は選出に不正行為が行われた確信すべき証拠があったときは、その候補者の立候補する権利又は選挙権を剥奪することを命令するため最高裁判所に起訴する権限を有する。

イ　選挙委員会の構成

選挙委員会は、７人の委員によって構成されており、以下の条件を満たす者の中から上院の助言に基づき国王が任命する[注]。

①　選挙の管理及び実施を誠実かつ公正に進めることに資する様々な学問分野における知識及び専門性を有し、明らかに誠実である者から、人選委員会[12]によって人選された５人。

②　法律分野の知識、専門及び経験を有し、明らかに誠実な者であって５年以上裁判長以上の地位又は検事長以上の地位にあった者から、最高裁判所大法廷において選出された２人。

なお、選挙委員の任期は、国王が任命した日から起算して７年とし、１期限り就任できる。

ウ　選挙委員会事務局の構成

選挙委員会の下に、選挙委員長から任命された事務総長１人及び事務総長の業務を補佐する副事務総長５人が置かれている。

事務総長は、選挙委員会事務局の代表としての役割を果たすとともに、事務局職員の指揮官として業務の監督を行うこととなっている。

また、事務局内は「総務」、「審査裁定」、「政党及び国民投票」、「選挙管理」、「市民参加」の５つの部局で構成されており、2,000 人以上の職員がこれらの業務を行っている。

注　2017 年新憲法第 222 条及び第 223 条

【図 11：選挙委員会の組織図】

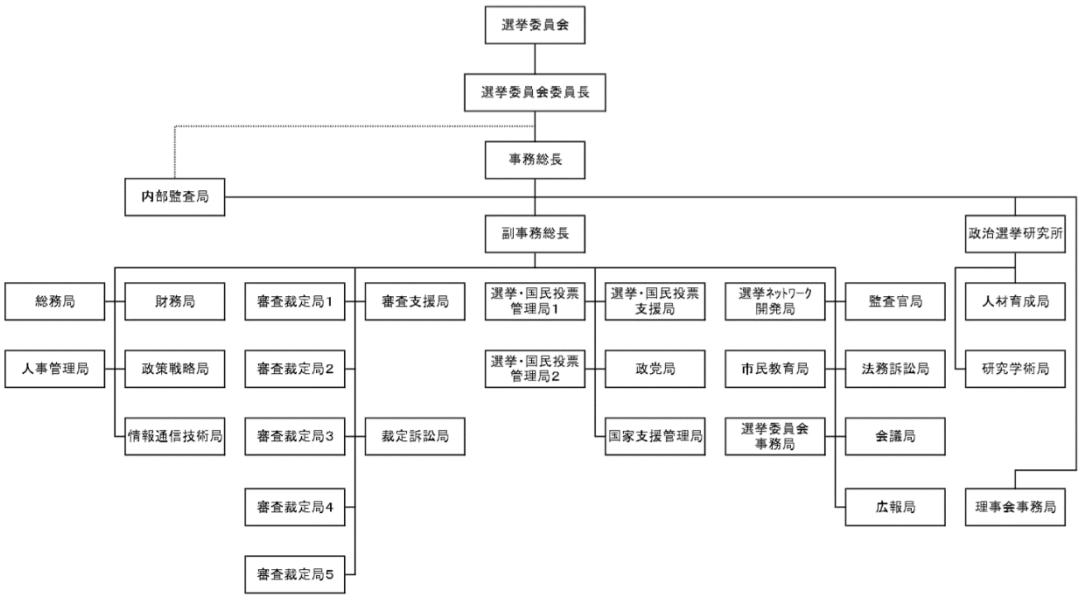

出典（タイ選挙委員会事務局提供資料を基に作成）

（２）選挙検査員制度

タイで実施される選挙では、候補者からの金銭の授受等、選挙運動時の不正が多く発生していたため、先述のとおり、2017 年新憲法に基づく選挙制度において、選挙委員会の権限の強化が図られている。

こうした選挙運動等での不正の証拠を収集し、選挙委員会に報告するのが選挙検査員の役割である。

2007 年に発布された憲法（以下「2007 年旧憲法」という。）に基づく選挙制度までは、県（チャンワット）ごとに選挙委員会が設置され、常勤の職員がこれらの選挙業務を行っていたが、人件費の削減の観点から、2017 年新憲法に基づく選挙制度においては、各県の選挙委員会が廃止され、非常勤の職員[注]による選挙検査員制度が導入されたものである。

この選挙検査員制度では、下院議員選挙を実施する際、必ず各県に設置する必要があるが、地方選挙においては、選挙の規模によって選挙検査員の設置の有無を選挙委員会が決定することとなっている。

各県に設置される選挙検査員は、その県内の地域住民から公募し、応募のあった住民の中から県（チャンワット）レベルで 16 人をリストアップし、最終的に選挙委員会で８人の選挙検査員の候補者を選定する。各県（チャンワット）に配置される選挙検査員の人数は、各県（チャンワット）に設定される選挙区数で決められており、１県（チャンワット）当たり５選挙区以下であれば選挙検査員は６人、６選挙区から 11 選挙区であれば７人、12 選挙区以上であれば８人となっている。

注 当該選挙前の１ヶ月間のみ勤務

選挙検査員の具体的な配置の考え方は、例えば、7人の選挙検査員を選出する場合、その県（チャンワット）のリストの上位5人を指名した後、残りの2人は他県（チャンワット）のリストから抽選で選出されることになる。これは当該県（チャンワット）出身の選挙検査員だけであった場合、立候補者や選挙スタッフなどと知り合いであるケースもあり、選挙運動の不正に対して抑止効果が薄れてしまうことを防ぐためである。

選挙検査員の役割である不正の証拠収集の対象は立候補者だけでなく、選挙スタッフ等選挙関係者も含まれており、住民目線による厳しい不正の取り締まりに期待が寄せられている。

3　下院議員選挙

2017年新憲法に基づく選挙制度において、下院である人民代表院は500議席と定められており、その内350議席が選挙区制（小選挙区）、150議席が比例代表制により選出される[注1]。選挙区は、全国350ヵ所に別れている。この区割りは行政区に沿っているわけではなく、選挙のために区切られたエリアとなっており、1選挙区から1人、合計350人が選ばれ、残り150人が比例代表制で選ばれる仕組みである。

（1）選挙権

選挙権の具体的な要件は以下のとおり[注2]である。

①　タイ国籍を有する者

②　選挙日に年齢が満18歳以上である者

③　選挙日までに90日間以上、選挙区内の「タビアン・バーン」という住居登録に氏名が記載されている。

なお、下院議員選挙に関する憲法に基づき制定された関連法律に従い、正当な理由を通知することなく、選挙権を行使しない有権者は、法律の定めるところによりいくつかの権利を制限されることがある。

また、以下の項目に該当する者は選挙権を行使することができないこととなっている[注3]。

①　僧侶、見習僧、修行者又は出家者。

②　訴訟により選挙権を剥奪されている期間中の者。

③　裁判所の令状又は法律に基づく命令により拘留中の者。

④　精神異常者又は精神錯乱者であり心身が健全でない者。

これらの要件は、2007年旧憲法に基づく選挙制度と比較して大きな変更はないが、2007年旧憲法に基づく選挙制度では選挙実施年の1月1日に満18歳であることが要件であったものが、2017年新憲法に基づく選挙制度では、選挙日に満18歳であることに変更されている。

注1 2017年新憲法第83条

注2 2017年新憲法第95条

注3 2017年新憲法第96条

有権者名簿は、住居登録に記載された情報を元に作成される。この住居登録は、日本でいう家屋の登記簿及び戸籍、住民票を合わせたようなもので、原則として、持ち家しか登録できないことから、多くの国民は実家を登録している。そのため、選挙になると実家に帰省するといった光景が見られる。

（２）被選挙権（立候補）

下院議員選挙へ立候補するには以下の要件[注1]を満たす必要がある。

① 出生によるタイ国籍を有する者

② 投票日に満 25 歳以上である者

③ 投票日まで 90 日以上継続して、いずれか一つの政党の党員である。

④ 下院解散による総選挙である場合は、投票日まで 30 日以上継続して、いずれか一つの政党の党員である。

⑤ 選挙区方式による立候補者は、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。

- 立候補届日まで５年以上継続して立候補する県（チャンワット）の住居登録に氏名が記載されている。
- 立候補する県（チャンワット）で出生した者である。
- 立候補する県（チャンワット）に所在する教育機関で５年以上継続して教育を受けたことがある。
- 立候補する県（チャンワット）で５年以上継続して公務についたことがある、国の機関で従事したことがある又は住居登録に氏名が記載されていたことがある。

また、以下のいずれかに該当する者は、下院議員として立候補する権利を行使できないこととなっている[注2]。

① 麻薬中毒である者

② 破産者であるか又は不正に破産したことがある者

③ 新聞又はいずれかのマスコミ事業の所有者であるか株式保有者

④ 選挙権行使を禁止されている者（僧侶、出家者、精神異常者等）

⑤ 選挙に立候補する権利の行使を一時的に停止されているか又は選挙に立候補する権利を剥奪されている者

⑥ 判決により禁錮刑に処せられている又は裁判所の令状により拘留されている者

⑦ 判決により禁錮刑に処せられ、刑の執行を終えてから選挙日までに 10 年を経過していない者

⑧ 公務、国家機関又は国営企業から、職務上の汚職又は公務における汚職等により解雇されたことがある者

注1 2017 年新憲法第 97 条

注2 2017 年新憲法第 98 条

⑨　裁判所の最終判決若しくは命令により、異常に富裕になったとの理由により国に資産を没収されたことがある者又は汚職防止取締に関する法律に基づく違反行為を理由により禁錮刑に処せられたことがある者

⑩　公務上の職務又は司法上の職務に違反する行為等により最終判決を受けたことがある者

⑪　選挙における汚職行為により最終判決を受けたことがある者

⑫　政治職公務員を除き、常勤又は有給の公務員である者

⑬　地方議会議員又は地方行政の首長である者

⑭　上院議員であるか又は上院議員であったことがあり、その地位が終了してから２年経過していない者

⑮　政府機関、国家機関又は国営企業の職員若しくは被雇用者又は国のその他職員である者

⑯　憲法裁判所司法官又は独立機関に地位を有する者

⑰　政治職に就任することが禁じられている期間中である者

⑱　2017 年新憲法第 144 条（歳出予算の支出に直接的又は間接的に関与することとなる提案、修正動議等を行った場合）又は第 235 条第３段落（汚職防止取締に関する憲法関連法律により、最高裁判所等が起訴された者に違反行為があったと判決した場合）に基づく事由により解任されたことがある者

これらの要件は、2007 年旧憲法に基づく選挙制度と比較しても大きな変更はない。

（３）各県（チャンワット）における議員数及び選挙区の設定

下院議員選挙の選挙区制（小選挙区）において、各県（チャンワット）に割り当てられる議員数及び選挙区は、以下の方法により設定される[注]。

①　選挙が実施される前年末に公表される住居登録を基礎とする全国の人口数を下院議員数 350 人で除して得られた数を１人の議員に対する基準値とする。

②　県（チャンワット）の人口が①に基づく議員１人の基準に達しない場合、当該県（チャンワット）は下院議員１人とし、県（チャンワット）の範囲が選挙区となる。

③　県（チャンワット）の人口が議員１人の基準を超えている場合は、議員１人当たりの基準値に基づき、当該県（チャンワット）の下院議員を増加させる。

④　②及び③の下院議員数の調整により、下院議員が 350 人に満たない場合は、③に基づく算定において、余りが最も多い県（チャンワット）に下院議員を１人増加させ、議員数が 350 人になるまで調整していく。

⑤　１人を超える下院議員を選出する県（チャンワット）は、その有する下院議員数と同数の選挙区に分割しなければならない。

注　2017 年新憲法第 86 条

（４）選挙運動

国家平和秩序維持評議会（NCPO）は、2014 年５月に軍事政権が発足して以降、５人以上の政治集会を禁止するなど政党の活動を制限してきた政治活動禁止令を 2018 年 12 月 11 日に解除し、実質的な下院議員選挙に向けた選挙運動が行われていた。

2017 年新憲法に基づく選挙制度では、選挙区制（小選挙区）の票数の獲得が重要視されることから、政党や立候補者は選挙区内において、日本と同様に選挙カーでの投票の呼びかけや候補者の巨大ポスターの掲示等各地で選挙運動が活発化している。

また、選挙運動においては、金銭の授受や金銭に等しい物の提供（パーティーや娯楽イベントの実施）、公職者が選挙運動をすることなどが禁止されていることから、選挙委員会による取り締まりも強化されている。

（５）投票

選挙区から選出される下院議員は、直接かつ秘密投票の方法により１つの選挙区から１人を選出することとなっており、有権者には１人に１票を投じる権利が与えられ、いずれかの立候補者を選んで投票するか又はいずれの立候補者も選ばない投票をすることができる[注]。

投票時間は、2007 年旧憲法に基づく選挙制度では、８時から 15 時までであったが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では８時から 17 時までに延長されている。

有権者への選挙の通知方法は、有権者名簿に記載されている住所に通知が届き、その通知を投票所へ持参し、有権者名簿との照合や身分確認が完了したのち投票用紙が交付される仕組みとなっている。

2007 年旧憲法に基づく選挙制度では、選挙区制（小選挙区）と比例代表制の２枚の投票用紙により投票を行っていたが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では、投票用紙が１枚に統合され、投票用紙には、政党のロゴマーク、候補者の氏名、立候補者に投票する（印を記入する）欄、いずれの立候補者も選出しないことを選択する（印を記入する）欄が記載されている。

また、下院議員選挙においては、正当な理由により当日投票に行けない人のために期日前投票を実施している。また、外国在住者は、各国のタイ大使館において投票できることとなっている。

（６）得票数と議席数の割り振り（第２編第２章第２節１「国会」部分を再掲）

得票率の考え方は、まず政党ごとの得票数を基に構成率を算出する。定数 500 人に対して構成率を掛けることにより、各政党の議席数が決定する。その議席数から選挙区制（小選挙区）で選ばれた議員数を除いた数が、比例代表制で選出さ

注 2017 年新憲法第 85 条

れる議員数となり、仮に選挙区制（小選挙区）に拠る得票数が多い場合には、比例代表制において政党リストからの選出が少なくなる。

なお、この得票率の考え方は、2017 年新憲法に基づく選挙制度で初めて導入されたものであるが、その経緯は、過去に大政党同士の対立が激しくなったことなどが、国の成長・経済発展に悪影響を与えたことを踏まえ、議席数を比例方式で決定することで、大きな政党の議席数を制限しようとする狙い（従来は、投票用紙が選挙区と比例代表で別々であったため、大きな政党がどちらの方法でも議席を獲得してしまう結果となっていたものを平準化する狙い）がある。

【表６：得票数と割り当ての例】

政党名	政党の得票数	構成比	政党に割り当てられた議席数	選挙区制（小選挙区）	比例代表制
A 党	○○票	30%	150	120 人	30 人
B 党	△△票	40%	200	80 人	120 人
C 党	□□票	30%	150	150 人	-
合計	●●●●票	100%	500	350 人	150 人

出典（King Prajadhipok's Institute 聞き取り）

・A 党の場合、小選挙区で 120 人当選。割り当てられた議席数を満たしていないので、30 人が比例代表として選出される。
・B 党の場合、小選挙区で 80 人当選。割り当てられた議員数を満たしていないので、120 人が比例代表として選出される。
・C 党の場合、小選挙区で 150 人当選。割り当てられた議員数を満たしているので、比例代表の当選者はなし。

なお、選挙区内のいずれの立候補者の得票数が、いずれの立候補者も選出しない票数（反対票）を上回らなかった場合、再選挙が実施される。その場合、当初の選挙の立候補者は、再選挙に立候補できない。

（７）選挙結果の公表

選挙委員会は、投票後、速やかに基本的な点検を行い、投票日から起算して 60 日以内に選挙結果を発表することとなっている[注1]。

（８）下院議員に空席が生じた場合の補欠選挙の実施

下院議員の任期中に空席が生じた場合は、以下により補欠選挙が実施されることになる[注2]。

① 選挙区制（小選挙区）による選挙で選出された下院議員の場合、任期の残

注 1 2017 年新憲法第 85 条
注 2 2017 年新憲法第 105 条

り期間が 180 日以上ある場合は、補欠選挙を行うことになる。

② 比例代表制により選出された下院議員の場合、残りの任期に関係なく、空席となった下院議員の代わりに当該政党の名簿の順にある者を繰り上げることとなる。

（９）国王が解散を命じた際の総選挙の実施

国王は、下院を解散する権限を持っており、その権限を行使した場合は、解散を命じた勅令が施行された日から起算して５日以内に選挙委員会が総選挙の日を定めて官報に告示することとなっている[注1]。なお、選挙日は勅令が施行された日から起算して 45 日以上 60 日以内に行うこととなっている。

４ 上院議員選出

2017 年新憲法に基づく選挙制度において、上院である元老院は 200 議席と定められている[注2]（2007 年旧憲法に基づく選挙制度では 150 議席）。

上院議員の選出方法について、2007 年旧憲法に基づく選挙制度では、選挙による選出と上院議員選出委員会の指名による選出と２通りの選出方法が存在したが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では、選挙による選出方法が廃止され、各種職業グループに属する上院議員候補者達の中から互選方式により選出されることとなった。

任期について、2007 年旧憲法に基づく選挙制度では、任期は６年で連続してその地位に就くことはできなかったが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では任期が５年[注3]に変更され再選すれば連続で議員に就任することも可能となり、当選回数の制限もなくなった。

（１）被選挙権（立候補）

上院議員へ立候補するには、以下の要件[注4]を満たす必要がある。

① 出生によるタイ国籍を有する者。

② 立候補日に満 40 歳以上である者。

③ 知識、専門知識及び経験を有する者、属する職業グループの分野で 10 年以上勤務した者又は上院議員選出に関する基本法に規定された資格を有する者。

④ 上院議員選出に関する基本法に基づいて指定された地域で生まれた者、住居登録に氏名が掲載されている者、働いたことがある者又はその地域と関係が深い者。

また、以下の禁止事項に該当する者は、上院議員に立候補できないこととなっている。主な禁止事項は以下のとおり[注5]。

注1 2017 年新憲法第 103 条
注2 2017 年新憲法第 107 条
注3 2017 年新憲法第 109 条
注4 2017 年新憲法第 108 条
注5 2017 年新憲法第 108 条

① 公務員である者。
② 下院議員であるか、立候補日までに下院議員の地位を離れ５年以上経過していない者。
③ 政党の党員である者。
④ 政党におけるいずれかの地位に就任しているか、立候補日までに政党の地位を離れ５年以上経過していない者。
⑤ 国務大臣であるか、立候補日までに国務大臣の地位を離れ５年以上経過していない者。
⑥ 地方議会議員又は地方行政の首長であるか、立候補日までに地方議会議員又は地方行政の首長の地位を離れ５年以上経過していない者。

上述の要件は、2007 年旧憲法に基づく選挙制度の要件と概ね変更はないが、2007 年旧憲法に基づく選挙制度の要件では規定されていた学歴の条件（学士以上又はそれと同等の学歴が必要）がなくなっている。

（２）選出方法

2017 年新憲法に基づく選挙制度では、選挙による選出方法が廃止され、各種職業グループに属する上院議員候補者達の中から互選方式（自分の属する職業グループ以外のグループに属する候補者をお互いに選び合う方式。現在、この職業グループは 20 グループ程存在し、先ず上院議員の候補者は、自分がどの職業グループに属するのか特定しなければならない。）により選出されることとなった[注1]。

この選出方式の第一段階として、郡（アンプー）レベルで互選が行われ、郡（アンプー）で選ばれた候補者は、次に県（チャンワット）レベルで互選が行われる。県（チャンワット）で選ばれた候補者から、更にもう一度国レベルで互選が行われ、最終的に 200 人の上院議員が決定される。

なお、この選出方法に対しては、様々な意見が出てきており、例えば、他の職業グループのことを良く知らないのにどのようにして選ぶのかなどの課題がある。

（３）選出方法（経過措置）

上述のとおり、上院議員の選出方法は 2017 年新憲法に記載されているが、当面の期間において、上院は国家平和秩序維持評議会（NCPO）の助言に基づき、国王が任命する 250 人で議員を構成することとなっている[注2]。

① 国家平和秩序維持評議会（NCPO）が様々な分野の知識と経験を有し、政治的に中立である有資格者の中から任命する９人以上 12 人以内の上院議員人選委員会を設置し、以下の要件に相応する者を選出する役割を担うこととなる。

ｉ） 選挙委員会が、上院議員選出に関する憲法関連法律に従い、2017 年新

注1 2017 年新憲法第 107 条
注2 2017 年新憲法第 269 条

憲法[注1]に基づく上院議員 200 人の選出を 2017 年新憲法[注2]に基づく下院議員選挙実施日の 15 日前までに終えて、国家平和秩序維持評議会（NCPO）に名簿を提出する。

ⅱ）　上院議員人選委員会が、上院及び国家改革の職務を遂行するに相応しい知識と能力を有する者を上院議員人選委員会が定める手続に従い、400 人を超えない人数を選出し、国家平和秩序維持評議会（NCPO）に名簿を提出する。

ⅲ）　国家平和秩序維持評議会（NCPO）がⅰ）に基づく選挙委員会から受領した名簿から 50 人を選出し、また、50 人を予備名簿として選出する。かかる人選に当たっては広く様々な分野から選出されるよう留意すること。また、ⅱ）に基づき人選された名簿から 194 人を選出し、国防次官、国軍最高司令官、陸軍司令官、海軍司令官、空軍司令官及び国家警察長官の地位にある者を加え、合計で 250 人とする。

②　国家平和秩序維持評議会（NCPO）は①に基づき選出した 250 人の名簿を国王の任命の裁可を得るため奏上し、国家平和秩序維持評議会（NCPO）議長が勅令に副署する。

③　2017 年新憲法に基づく上院の期間[注3]は、任命の勅令があった日から起算して５年とする。

5　地方選挙（地方議員選挙・首長選挙）

タイにおける地方選挙についても、軍事クーデターが発生した 2014 年以降実施されていない状況である。2018 年５月 24 日には、タイ国内の全ての地方自治行政の地方議員及び首長が任期満了を迎えたところであるが、2019 年３月 24 日に実施された総選挙を受けて、次は地方選挙が行われる予定である[注4]。

バンコク都の都議会議員の事例では、2014 年の軍事クーデター発生前には 61 人の議員がいたが、軍事クーデター発生後、軍事政権が任命した 30 名が新たな都議会議員として今現在も業務を行っているとのことであった。

（１）地方選挙の種類

2017 年新憲法に基づく選挙制度において、地方議員は選挙で選出することが定められており、地方自治行政（Local Administration）の首長においては、選挙又は地方議会の承認を得る方法のどちらかを選択することができる規定となっているが、全ての地方自治行政（Local Administration）においては、選挙で首長を選出することとしている。

注1 2017 年新憲法第 107 条
注2 2017 年新憲法第 268 条
注3 2017 年新憲法第 269 条
注4 地方選挙の実施時期は、選挙委員会と内閣の協議により決定される。

（２）被選挙権（立候補）

地方自治行政（Local Administration）の地方議員へ立候補する際の主な要件は以下のとおり。

① 出生によるタイ国籍を有する者。

② 立候補日に満 25 歳以上である者。

③ 立候補する選挙区に１年以上居住している者。

地方自治行政（Local Administration）の首長へ立候補する際の主な要件は以下のとおり。

① 出生によるタイ国籍を有する者。

② 立候補日に満 30 歳以上である者[注]。

③ 立候補する地方自治行政区に１年以上居住している者。

なお、優秀な候補者に立候補してもらうため、選挙で不正をした者、横領、麻薬の転売、人身売買、賭博、地方自治体職員で私的利用の不正で解雇された者等立候補できない条件も設定している。

また、地方議員に関しては、学歴を問わないこととしているが、首長については、大卒以上であることを要件に付けている地方自治体もある。

（３）地方選挙の運営

投票時間について、2007 年旧憲法に基づく選挙制度においては、８時から 15 時までであったが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では、８時から 16 時までに延長されている。

地方選挙の運営に当たっては、選挙委員会が自ら選挙の運営を実施することも可能であるが、ほとんどの地方選挙において、各地方自治体が実施することになる見込みである。その際、地方自治体を管理監督している内務省地方行政局（Department of Provincial Administration : DOPA）では住民データ等の提供、また、内務省地方自治振興局（Department of Local Administration : DLA）では、地方選挙実施に当たっての予算策定のアドバイス等、選挙委員会と地方自治体をつなぐ役割を担っている。

６ 近年の取組事例

選挙委員会では、今後実施される地方選挙に向けて電子投票制度の導入を検討している。電子投票の導入目的は、地方選挙に係る事務作業（投票実施・集計等）の軽減及び人件費の削減、そして無効票の排除であるが、導入に当たっては多額の費用が掛かってしまうため、まずは試験的に運用される予定である。

また、電子投票制度の実施に当たっては、個人情報の取り扱い等の各種法律の整備も進められている。

注 バンコク都においては、立候補日に満 25 歳以上である者。

第２節　公務員制度

タイでは、最初の統一的な公務員に関する法令は、1928 年に「文官規則法」（以下「国家公務員法」とする。）が制定され（1929 年２月に公布）、公開競争採用や官職分類基準、給与構造、懲戒基準、公務員の採用昇任に関する権限を与えられた人事委員会の設置等、成績主義原則や公正な人事管理制度が定められた。

その後、1975 年の国家公務員法の大幅な改正により、職階制（11 段階の階級に分けられ、試験等により階級が上がる仕組み）が導入され、これに伴い、職務記述書の整備や給与制度の改正が行われた。また、人事委員会の主な役割は、一元的な公務員管理政策の実施と内閣への助言とされた。

1980 年代に入ると、職員の職務遂行能力の確保や士気向上等に向けた意識改革が重要であるとの認識の下、1992 年に国家公務員法が改正され、俸給表の引上げ改定、研修等の能力開発の改革が行われ、改革の実効性を上げるため人事委員会の人事管理の調整機能を強化した。

また、1997 年には政治の透明性や公正性等を目指した憲法（1997 年憲法）が公布された。これを受けて、汚職や不正を防止するため国家汚職防止委員会等が設置され、2008 年には、公務における、公正性、透明性の強化、成績主義の原則の強化、業績に応じた報酬、仕事と家庭の両立、人事管理に関する意思決定の分権化を柱とする国家公務員法の改正が行われた。

現在においても、汚職や職権乱用は根深く存在しているとされ、政府は、公務員の倫理意識の向上や腐敗防止に力を入れており、人事委員会もそのための取組を強化してきている。

タイにおいて、公務員は一般公務員、警察、軍隊が存在し、このうち、警察は全て国家公務員で、タイ全土を９つの地域に分けて管轄しており、軍も同様に地域を分けて管轄している。

本節では、公務員のうち一般公務員（行政事務職員）について述べる。

一般公務員は、国家公務員、地方公務員に分けられるが、ここではそれぞれの公務員制度について述べ、ケーススタディとして中央政府や地方政府において行った聞き取り調査の内容を紹介する。

１　国家公務員

タイの国家公務員制度は、先に述べた国家公務員法で規定されているが、国家公務員の人事管理に関する法律及び倫理基準を定めることが 2017 年新憲法[注]でも保証されている。

タイの国家公務員に関する法令や規定を設け、国家公務員の採用、人事管理を所管する日本の人事院と同様な役割を果たす組織として、人事委員会（Civil Service Commission：CSC）及びその事務局（Office of the Civil Service Commission：OCSC）が在る。委員長は首相が務め、その事務局である OCSC は、首相府に属しており、

注　2017 年新憲法第 76 条

各省庁はここで設けられた法令等に基づいてそれぞれ運営されている。

国家公務員は、第１編第２章第１節「行政体制の概観及び歴史」図５のうちの、中央行政（Central Administration）の省庁、局に属している場合と、国による地方行政（Provincial Administration）に属する中央省庁の出先機関の集合体である県（チャンワット）、郡（アンプー）、町（タムボン）、村（ムーバーン）に所属している場合がある。

（１）国家公務員の階級

国家公務員の階級は、図 12 のとおり、以下の４つのカテゴリーに分けられ、それぞれ複数の階級に階層化されている。日本の公務員の「職務の級」に相当するのがカテゴリーで、それぞれ下から、O, K, M, S と４つのカテゴリーに区分される。カテゴリーの中では更に、O1, O2・・・、K1, K2・・・というように複数の階級に細分されており、在籍年数や勤務成績によって昇任していく。

① General positions：O

（O1：Operational level、O2：Experienced level、O3：Senior level、O4：Highly skilled level）

学位を持たない者はこのカテゴリーの階級で採用される。

② Knowledge worker positions：K

（K1：Practitioner level、K2：Proffessional level、K3：Senior professional level、K4：Expert level、K5：Advisory level）

大学卒以上の者はこのカテゴリーの階級で採用される。

③ Managerial positions：M

（M1：Primary level、M2：Higher level）

異動、昇任によりこのカテゴリーの階級となる。部局より下位の部署での長がこの階級である。

④ Executive positions：S

（S1：Primary level、S2：Higher level）

部局の長及び副部局長がこのカテゴリーで、M のカテゴリーの中の階級を複数年経験して、S のカテゴリーの階級に昇任する。

各省庁や地方にある国の出先機関事務所（国による地方行政（Provincial Administration）の機関）に所属する国家公務員も含め、全てこれらの階級制度に統一されている。

タイの国家公務員が採用され、どのようにこれらの階級を経て昇任していくのかについては、（３）国家公務員の任命と昇任で詳細を述べる。

【図 12：国家公務員の階級とカテゴリー】

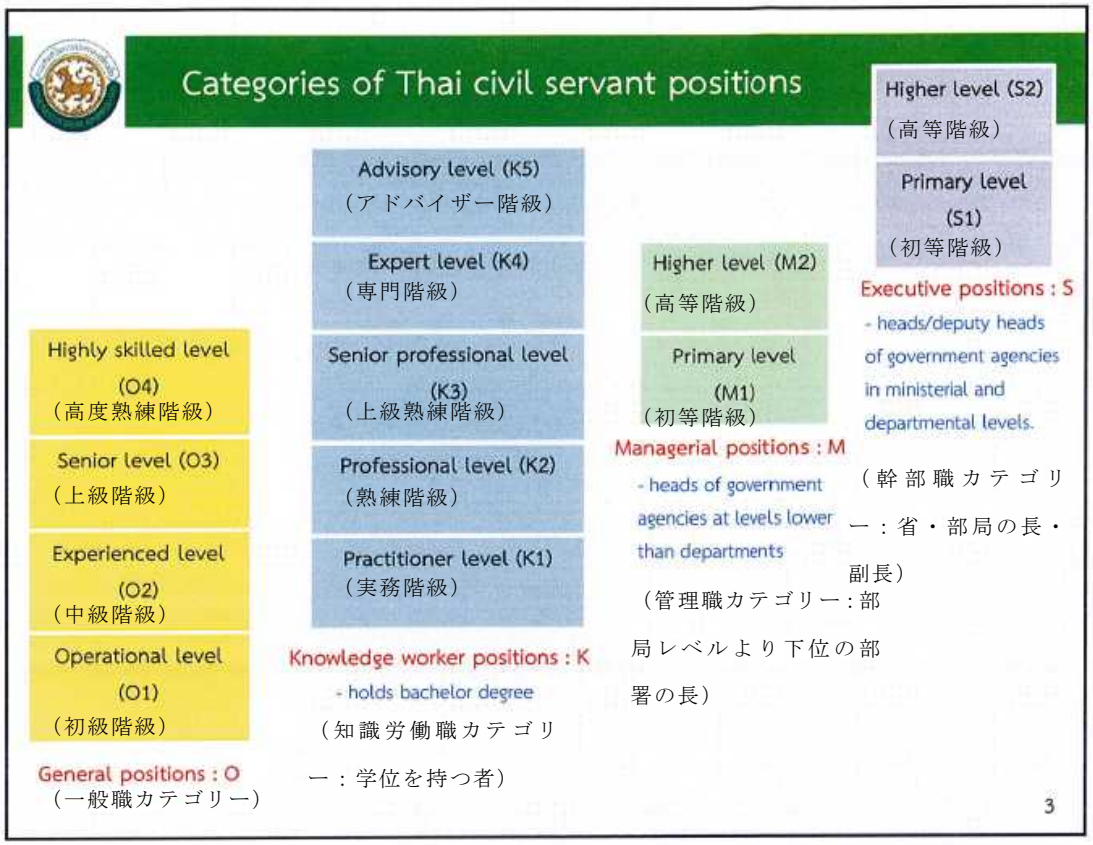

出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料に加筆）

（２）国家公務員の採用

国家公務員の採用は、全部で３種類の試験により行われるが、全省庁一斉の筆記試験（A タイプ試験）、各省庁の局別に行われる専門筆記試験（B タイプ試験）及び面接（C タイプ試験）が行われ、それぞれの省庁の局に採用されることになる。

選考基準は人事委員会事務局（OCSC）が規定を作成し、各省庁の局はその規定に基づき採用することになる。

タイでは各省庁だけでなく省庁内の局もそれぞれ別の法人格を持っているため、採用は省庁単位ではなく省庁内の局単位で行う。

全省庁一斉の筆記試験の A タイプ試験は、OCSC が作成し、毎年定期的に６月後半から７月までの期間に実施される。この試験に合格しない限り、各省庁の局で行う B タイプ及び C タイプの試験を受けることはできない。

A タイプ試験に合格した者は、各省庁の局が行う B タイプ及び C タイプの試験を受けるが、この試験は各省庁の局がそれぞれ必要に応じて行い、A タイプ試験に合格した者は、自分の希望と採用募集人数等を勘案しながら、B タイプ及び C

タイプの試験を受けることになる。

B タイプ及び C タイプの試験を受けた後には、総合点による合格者のリストが作成され、それに基づきそれぞれの省庁の局が成績上位の者から採用していく。

多くの新規採用者はこの試験を受けて採用されるが、国家の奨学金により海外へ留学した後国家公務員の採用を希望する者は、A タイプの試験は免除されている。また、B タイプ及び C タイプの試験についても各省庁の局の判断により、レポートの提出と面談のみになる場合がある。

（３）国家公務員の任命と昇任

試験に合格し、採用された国家公務員のうち、学位を持たない者は O1、大学卒以上の者は K1 の階級となり、それぞれの局長が任命する。

任命後は、勤務年数、勤務態度等により昇任していくが、それぞれのカテゴリーの中での階級で複数年以上の経験を積まなければ昇任できない仕組みとなっている（図 13 参照）。

ア　General positions (O)及び Knowledge worker positions (K)の任命と昇任

General positions（O）のカテゴリーの階級で採用された場合、O1 から O2 に昇任するためには、O1 で少なくとも 6 年以上の経験を積む必要がある。さらに O3 に昇任するためには O2 で 6 年以上、O4 への昇任では O3 で 12 年以上の経験が必要となる。同様に Knowledge worker positions（K）のカテゴリーの階級で採用された場合、K1 から K2 に昇任するためには、通常 6 年以上 K1 での経験を積む必要がある。大学院を卒業して採用された場合はその期間は短くなる。さらに、K3 への昇任は K2 で 4 年以上の経験を積む必要がある。K4 への昇任は K3 を 3 年以上経験するか又は Managerial positions（M）のカテゴリーの階級を 1 年以上経験する必要がある。K5 への昇任も K4 を 2 年以上経験する、M2 を 2 年以上経験する、Executive positions（S）のカテゴリーの階級を 1 年以上経験する、のいずれかが必要となる。General positions（O）のカテゴリーのうちの O2 若しくは O3 又は knowledge worker positions（K）のカテゴリーのうちの K2 にそれぞれ昇任した際には、採用時と同様に所属する局の局長が任命する。O4 と K3 への昇任の際は、事務次官の承認を得て局長が任命する。K4 への昇任の際の任命は、事務次官又は担当大臣の責任の元で部局の長が任命する。K5 への昇任の際の任命は、担当大臣が選考した後、閣僚会議に選考結果を提出し、閣僚会議で承認する。承認を経て、首相が国王に任命について提案し、国王が任命する。

イ　Managerial positions (M)及び Exexutive positions (S)の任命と昇任

管理職である Managerial positions（M）と幹部職である Executive positions（S）は、新規採用時に就く階級ではなく、O 又は K のカテゴリーの

階級を経て昇任する。M のカテゴリーのうちの M1 に昇任するためには、K のカテゴリーのうちの K3 を 3 年以上か又は O のカテゴリーのうちの O3 を 6 年以上経験した後に昇任する。M2 に昇任するには、M1 又は K4 で 1 年以上の経験、M1 と K3 で合わせて 4 年以上の経験、K3 で 4 年以上の経験、M1 と O3 で合わせて 7 年以上の経験、又は O4 と O3 で合わせて 7 年の経験のいずれかが必要である。局長・副局長クラスの幹部職である Executive positions（S）は、S1 に昇任するには Managerial positions（M）のカテゴリーの階級を 2 年以上経験する必要があり、S2 への昇任は M のカテゴリーの経験に加え S1 を 1 年以上経験するか又は K5 で 2 年以上の経験及び M のカテゴリーの階級の経験を有する必要がある。M1 に昇任した際は、事務次官の承認を得て局長が任命する。M2 及び S1 への昇任の場合は、事務次官又は担当大臣の責任の元で部局の長が任命する。S2 への昇任は、事務次官又は部局の長が選考して担当大臣に提出、その後閣僚会議に選考結果を提出し、閣僚会議で承認する。承認を経て、首相が国王に任命について提案し、国王が任命する。

ウ　カテゴリーを越える昇任

General positions（O）と Knowledge worker positions（K）は昇任により相互にカテゴリーを行き来するということはない。しかし、Knowledge worker positions（K）と Managerial positions（M）の間では、それぞれの階級の一番上まで昇任しなくてもカテゴリーを超えて昇任することができる。また、同様に Managerial positions（M）と Executive positions（S）の間でもカテゴリーを超えた昇任は可能である。これは、国家公務員法が改正された 2008 年以前は、国家公務員の階級は 1 ～11 に分けられており、例えば K4 と M2 は同じ 9 級であったため、K4 を数年経験すれば直接 M2 に昇任できるようにしている。各階級で昇任するには試験があり、これに合格することで昇任できる。ただし、それぞれの階級に在籍している職員の数等により、経験すべき年数を超えたからといって昇任できるわけではなく、空きが出てから試験が行われている。この昇任試験は、全省庁の局で行われている。

【図 13：国家公務員の階級及び昇任に必要な年数】

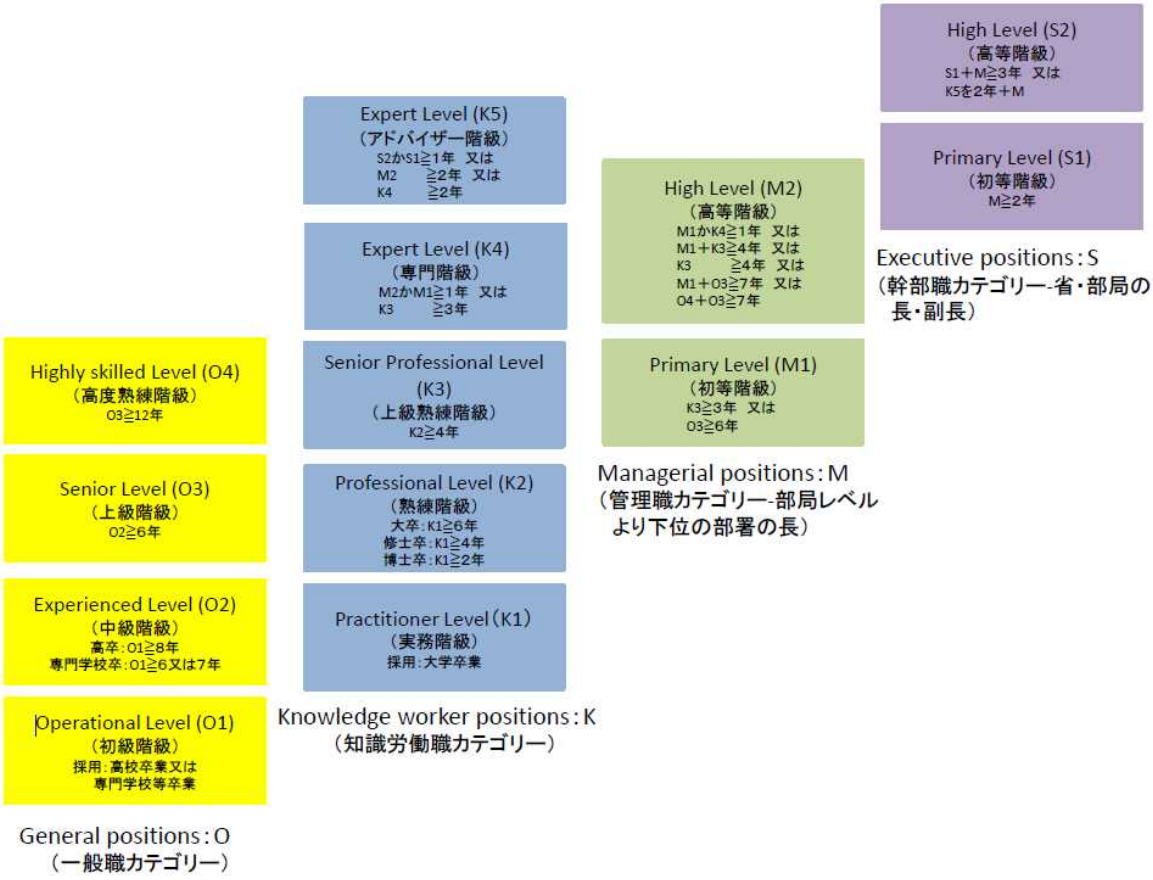

出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料を基に作成）

（４）国家公務員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）

タイの公務員制度の中で、日本と比較して特徴的な点として、転籍（トランスファー）制度がある。この制度は、公務員が採用された組織から別の組織へと身分を移す制度のことである。

これは、ある省庁の局に所属する国家公務員が別の省庁の国家公務員として転籍することだけではなく、国家公務員から地方公務員、またその逆の地方公務員から国家公務員、更には地方公務員が別の地方自治体の地方公務員として転籍することも認められている。

また、「（２）国家公務員の採用」で述べたとおり、タイでは省庁内の局レベルでそれぞれ別法人となっているので、同じ省庁であっても、局を超えて身分を移す場合は、転籍となる。

国家公務員が別の省庁又は省内の別の局へ転籍することについては、所属する組織の長と、転籍先となる組織の長がそれぞれ承認することで認められる。その他、地方公務員への転籍等については、次項「２地方公務員」の「（４）地方公務

員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）」で詳細を述べる。

次に、異動（リロケーション）とは、日本と同様、同じ組織内で勤務地や所属する課等を異動することである。これは組織の長が命令によって行うものである。

実際に、転籍は頻繁に行われており、中央省庁で採用され、数年働いた後に、例えば自分の出身地方の地方自治体に空きが出れば、そこに転籍するという場合が多いようである。

各省庁の局の組織は、地方にも出先機関があるので、転籍の場合も異動の場合も、中央省庁から地方へ勤務地を移ることがある。この場合も、同じ局の中での地方の出先機関へ移る場合は異動であり、局が変わる場合は転籍となる。

（５）国家公務員の退職

国家公務員は、60 歳になる年の９月末をもって、一斉に退職となる。

（６）国家公務員の給与

公務員の給与は、各カテゴリーの階級により、それぞれ最低額と最高額の月給が決まっており、年齢や学歴、経験等によりその範囲で給与が決定される。

各階級の最低額、最高額については表７から 10 までのとおりである。

このうち、暫定最低給与額とは、2008 年に国家公務員の階級制度が大きく変わったため、転籍等で以前の給与とのバランスが大きく崩れてしまう場合があり、それを調整するために暫定的に作られているが、対象者は非常に少数である。

【表７：国家公務員の階級による給与「General positions (O)」(月額)】

（単位：バーツ）

level	Operational (O1)	Experienced (O2)	Senior (O3)	Highly skilled (O4)
最高給与額	21,010	38,750	54,820	69,040
最低給与額	4,870	10,190	15,410	48,220

【表８：国家公務員の階級による給与「Knowledge worker positions (K)」(月額)】

（単位：バーツ）

level	Practitioner (K1)	Professional (K2)	Senior professional (K3)	Expert (K4)	Advisory (K5)
最高給与額	26,900	43,600	58,690	69,040	76,800
最低給与額	8,340	15,050	22,140	31,400	47,810
暫定最低給与額	7,140	13,160	19,860	19,860	29,980

【表９：国家公務員の階級による給与「Managerial positions（M)」(月額)】

（単位：バーツ）

level	Primary (M1)	Higher (M2)
最高給与額	59,500	70,360
最低給与額	26,600	52,850
暫定最低給与額	19,860	24,400

【表 10：国家公務員の階級による給与「Executive positions（S)」(月額)】

（単位：バーツ）

level	Primary (S1)	Higher (S2)
最高給与額	74,320	76,800
最低給与額	51,140	56,380
暫定最低給与額	24,400	29,990

（７）国家公務員の手当

国家公務員の手当は、国家公務員法[注]で規定されており、以下の４種類がある。

① 海外出向中の手当

② 地域手当

③ 専門職手当

④ 特殊手当

このうち、④特殊手当は、24 時間体制での勤務を行う場合で、刑務官等に対して支給されている。

（８）国家公務員の研修制度及び人材育成

各省庁で独自に初任者、中堅、管理職等に対して行う研修に加え、人事委員会事務局（OCSC）が行う全省庁を対象とした研修もある。特に所属する公務員数が少ない局等では、OCSC で行われる研修を多く利用している。

更に、全省庁横断的なエリート公務員を養成するための研修がプラチャーティポック王立学院で行われている。ここは公務員に限らず民間の管理職や管理職候補の人材等に関する組織マネジメント等の研究を行っている組織で、それらの成果に基づいた研修を行っている。

特に修士課程や博士課程を卒業した職員に対して行う、22 か月間のエリート国家公務員養成コースは、希望者が非常に多く人気がある。

注 国家公務員法第 38 条

（９）国家公務員の人事評価及び業務管理

人事委員会（CSC）で、監督的立場にある職員が部下職員の人事評価を行う人事評価制度を策定し、各省庁はそれに従い人事評価を行っている。

職員の人事評価は、業績評価と能力評価について行われ、昇任や勤務意欲の増進に活用される。

タイの政策に対し、その政策達成のための KPI（key performance indicator：重要業績評価指標をいい、以下「KPI」という。）がそれぞれの省庁又は局で定められており、それを基に更に部署、最終的には職員それぞれに対して KPI が定めている。

そして、人事評価では、Performance Management System（PMS）を用いて行っている（図 14 参照）。

【図 14：国家公務員の人事評価システム】

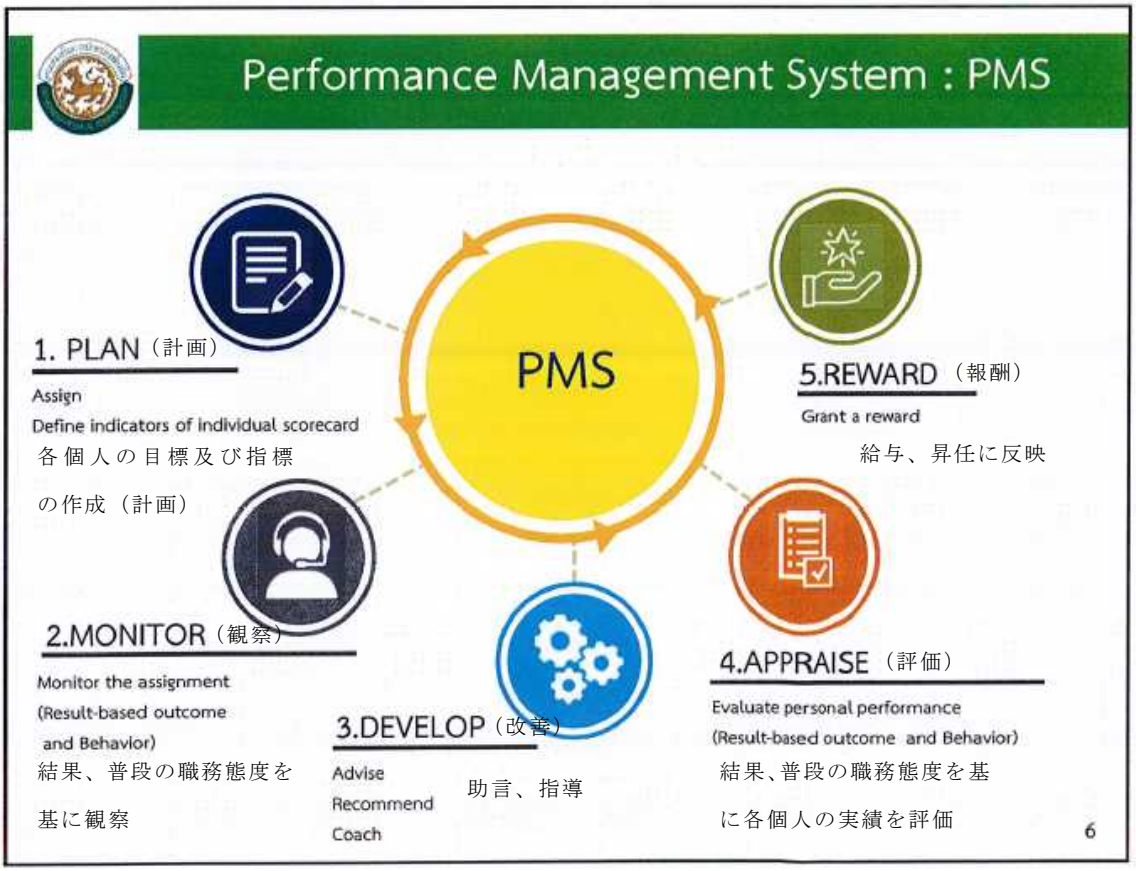

出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料に加筆）

【1. PLAN（計画）】：まず、それぞれの職員には、職務内容から達成すべき目標を立て、それを達成するための計画を作成させるが、その際にどのような KPI を用いて評価していくかということが説明されるので、その KPI に沿っ

た目標を立てていくことになる。

【2. MONITOR（観察）】: そして、その目標に沿って職務を行っているかが常に観察される。

【3. DEVELOP（改善）】: 問題がある場合や目標に対して計画通りに進んでいない場合は、上司からの指導が行われたり、目標の変更等を行ったりしていく。

【4. APPRISE（評価）】: 上司が示した結果について、副局長を委員長とする委員会において評価していき、評価の結果を本人に伝える。

【5. REWARD（報酬）】委員会の結果は給与及び昇任等に反映される。

この１～５を１つのサイクルとして、年間２サイクル（10 月から３月まで及び４月から９月まで）で人事評価及び業務管理が行われる。

２　地方公務員（特別地方自治体を除く）

タイの地方自治行政の体制は、「タイの地方自治」第１編第２章第４節「地方自治行政」で述べたとおり、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、村自治体（オボトー）に分かれており、本項では、これらの地方自治体に勤務する公務員の制度について説明する。なお、中央省庁の出先機関を含む国による地方行政（Provincial Administration）である県（チャンワット）や郡（アンプー）等は含まない。

地方公務員の人事管理についての法律は、1999 年の地方公務員人事行政法（以下「1999 年地方公務員人事行政法」という。）で定められている。国家公務員については、人事委員会（CSC）及びその事務局（OCSC）が選考、採用、人事管理等について所管しているが、地方公務員についてはそれらとは別に人事委員会が設けられている（図 15 参照）。

地方公務員の人事委員会は、1999年地方公務員人事行政法の中で定められており、３つの委員会を作ることが規定されている。

１つ目は、各県自治体（オボチョー）にそれぞれ１つずつ設置された、県自治体公務員人事委員会（Commission on Provincial Administration Organaization Personnel）、市町自治体職員人事委員会（Commission on Municipal Personnel）、タムボン自治体職員人事委員会（Commission on Tambon Personnel）である。県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会は、県知事を委員長として、タムボン自治体職員人事委員会は県知事又は県知事から委任を受けた副知事が委員長として、それぞれ、12 名、18 名、27 名の委員によって構成されている。市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会は各自治体にそれぞれあるのではなく、所在地の県自治体（オボチョー）に１つずつしかないため、管内の市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）から数名の部門長等が委員として入っており、構成人数が多くなっている。これらの委員会で実質的な人事の運用や細かいルール、採用や任命、昇任等のルールが決められている。

２つ目は、１つ目で設置された県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会に対して、それぞれ中央政府に１つずつ、県自治体公務員中央人事委員会、市町自治体職員中央人事委員会、タムボン自治体職員中央人事委員会が設置されている。これらの中央委員会は、内務大臣又は内務大臣から委任を受けた内務副大臣を委員長とした 18 名程度の委員によって構成されている。人事に関するルールや手順、給与、採用方法等を全国的に統一するため、これらの中央委員会で規定している。

これら中央政府にある人事委員会の事務局は内務省地方自治振興局（DLA）にある。

３つ目は、更に地方公務員全体の制度や統一的に運用すべきルール等を決める委員会として、地方人事基準委員会（Commission on Local Personnel Standards : CLS）が中央政府に１つある。全国の地方自治体はここで定められたルールを順守し運営していかなければならない。この委員会は、各中央政府の委員会の委員の代表等から構成され、その中から委員長が選ばれる。

国家公務員同様に、階級、昇任等を規定していくが、上記のとおり、中央政府における中央人事委員会の下に各地方自治体の人事委員会がある。このことから、全体的に地方公務員制度については、国家公務員制度を基に作られ又は準用されており、国家公務員の制度と大きな違いはないと言える。

【図 15：地方公務員の人事委員会】

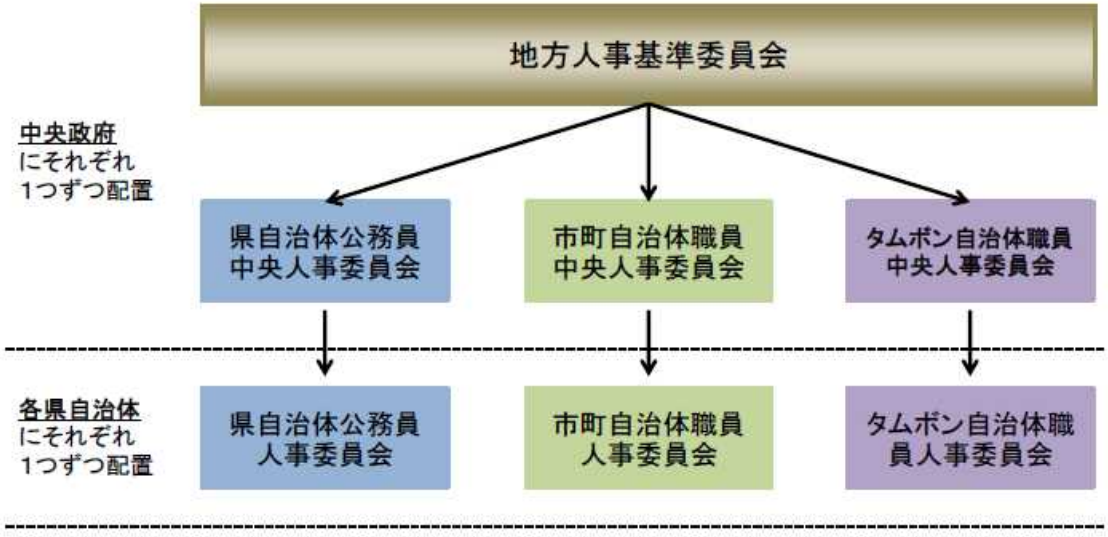

出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料を基に作成）

（１）地方公務員の階級

地方公務員においても国家公務員同様、階級制度が規定されている。

1999 年の時点では、国家公務員と同様、1 から 11 の階級で統一されていたが、2014 年に現在の国家公務員の階級制度と同様に 4 つのカテゴリーに分けられ、更にそれぞれが複数の階級に階層化されるという形に変更された（図 16 参照）。

① General positions：O

（O1：Operational level、O2：Experienced level、O3：Senior level）

学位を持たない者はこのカテゴリーで採用される。

② Knowledge worker positions：K

（K1：Practitioner level、K2：Proffessional level、K3：Senior professional level、K4：Expert level）

大学卒以上の者はこのカテゴリーで採用される。

③ Managerial positions：M

（M1：Primary level、M2：Middle level、M3：Higher level）

異動、転籍、昇任によりこのカテゴリーとなる。部局の長がこのカテゴリーである。

④ Executive positions：S

（S1：Primary level、S2：Middle level、S3：Higher level）

県自治体長、県自治体助役、県自治体助役補佐がこのカテゴリーである。

全国の地方自治体がこれらのカテゴリーの階級に分けられている。国家公務員と比較すると、General positions、Knowledge worker positions で 1 つずつそれぞれ階級が少なく、一方で、Managerial positions、Executve positions でそれぞれ 1 つずつ階級が多くなっている。

【図 16：地方公務員の階級】

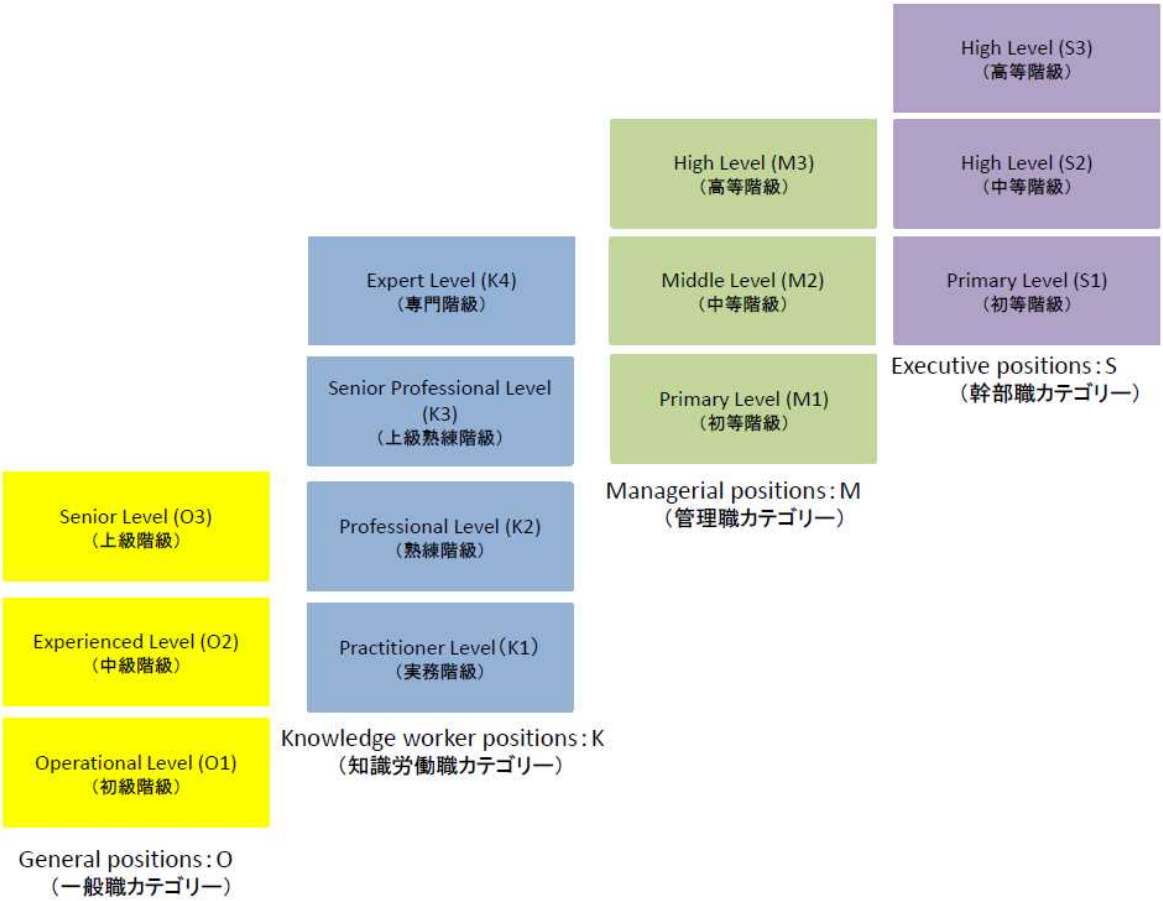

出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料を基に作成）

（２）地方公務員の採用

これまでの地方公務員の採用については、1999 年地方公務員人事行政法の規定により、図 15 の各県自治体（オボチョー）にそれぞれある県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会において、採用試験を行うこととされていた。

ただし、個別に試験を実施することができない地方自治体では、内務省が代わりに試験を行うということもあった。特に、2016 年に、中央政府の人事委員会が、試験の際には大学が試験問題の作成、試験の実施において関与することを必須とするよう仕組みを変更した結果、それに対応できない地方自治体が出てきたため、内務省が試験を行った。

そして、2017 年２月からは、現在の軍事政権である国家平和秩序評議会（NCPO）の命令により、正式に内務省地方自治振興局（DLA）で一括して地方公務員（特別地方自治体を除く。）の採用試験を行うように変更された。

国家公務員の採用では、人事委員会事務局（OCSC）で一括して行われるが、地方公務員においては内務省自治振興局（DLA）で、全国一斉の同一試験（年１回）

により行われる。

試験はAタイプ、Bタイプ、Cタイプと呼ばれる3種類に分かれており、Aタイプは筆記試験である。この筆記試験は、内務省自治振興局（DLA）が大学に委託し、問題を作成している。Bタイプは専門の筆記試験、Cタイプは面接となる。これら3タイプの試験の合計得点から合格者を順位付けしたリストを作成する。

また、採用希望のある地方自治体は内務省自治振興局（DLA）に報告し、内務省自治振興局（DLA）で採用可能な地方自治体のリストを作成する。

合格者のうち、上位の者から希望する地方自治体に採用される。

（3）地方公務員の任命と昇任

国家公務員同様、地方公務員においても試験に合格した場合、学位を持たない者はGeneral positionsのO1、学位を持つ者はKnowledge worker positionsのK1でそれぞれ採用される。任命は、それぞれの地方自治体の長が行う。

Managerial positions、Executive positionsに昇任する場合は全て試験により行われる。

昇任についても、それぞれの地方自治体の長により任命される。

国家公務員と同様、例えばO1からO2へ昇任するためには6年の経験が必要であるなど、下位の階級やカテゴリーでの最低限の経験年数等が昇任する条件として決まっており、それらの経験を経た後、試験を受け、合格することで昇任する。

（4）地方公務員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）

転籍（トランスファー）とは、日本には基本的にはない制度であるが、これは採用された地方自治体から、別の地方自治体に移ることを指す。また、それだけでなく、国家公務員への転籍又はその逆の転籍も含む。

転籍は以下の2つのパターンに分けることができる。

1つ目のパターンは、同じ階級への転籍である。この場合は、希望する地方自治体に自分と同階級に空きがあれば、希望を出した上で、現所属自治体の長及び希望する（転籍先となる）地方自治体の長に認められることで可能となる。就職時に、出身地方の地方自治体で採用がなかった場合や、試験の成績によって希望する地方自治体に採用されなかった場合等には、まずは空きのある地方自治体に採用され、自分が希望する地方自治体に空きが出るのを待つというケースもある。

2つ目は、昇任による転籍である。Managerial positions、Executive positionsに昇任する場合は全て試験により行われる（前項参照）。Managerial positions、Executive positionsの昇任試験を受ける資格（勤務年数や勤務態度等）を得た昇任による転籍を希望する者は、内務省自治振興局（DLA）が行う当該昇任試験を受けることになる。そして、採用の際と同様、試験の成績順の合格者リストが作成され、各地方自治体に空きがあれば、成績順に希望する自治体に昇任することになるが、成績順のため昇任した結果別の地方自治体に配属する場合があり、そ

の場合は転籍となる。つまり、この昇任試験を受ける場合は、試験の結果次第では他の地方自治体に転籍する可能性があるため、その覚悟で受験することになる。これは、従前、優秀な職員を各地域で活用するということと、１つの地方自治体で昇任を続けることで、不正や賄賂が横行することが問題になったということから、それらを防ぐ役割を果たしている。Managerial positions、Executive positions であっても同じ階級であれば、制度的には１つ目のパターンも可能であるが、現実的には昇任による転籍が行われている。

一方、異動（リロケーション）とは、同じ地方自治体の中で勤務地や所属する課を異動することを指すが、国家公務員や日本の公務員と同様、本人の希望を勘案しながら所属する長の命令により行われるものである。

（５）地方公務員の定年

国家公務員同様、地方公務員も 60 歳になる年の９月末をもって、一斉に退職となる。

（６）地方公務員の給与

地方公務員の給与については、各県自治体（オボチョー）にそれぞれ１つずつ設置された、県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会で決められる。自治体により違いがあり、同じ階級であっても同額の給与が支給されるわけではない。

（７）地方公務員の手当

先述の各人事委員会で規定される。

（８）地方公務員の人事評価及び業務管理

国家公務員で用いられている KPI を指標とした Performance Management System（PMS）が用いられ、国家公務員同様に年間２回のサイクルで人事評価及び業務管理が行われる。

３　特別地方自治体公務員

タイでは地方自治体のうち、バンコク都及びパタヤ市は特別地方自治体と呼ばれ、その他の地方自治体である県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）とは扱いが異なっている。特にバンコク都はタイの首都であることから特別地方自治体として位置付けられ、一早く首長の公選が認められている。また行政機能や財政規模等についても突出していることから、公務員制度についても他の地方自治体とは区別して、本項で述べる。

バンコク都の公務員制度は、バンコク都公務員法によって規定されている。

バンコク都の公務員の人事や昇任等に関する管理がなされているのは、バンコク

都人事委員会（Bangkon Metropolitan Administration Civil Service Commission：BMA CSC）である。

この委員会はバンコク都知事を委員長に、事務次官、副知事、各部門の長等で構成されている。

（１）バンコク都公務員の階級

バンコク都においても、他の地方公務員や国家公務員同様、階級制度が作成されている。

以前は１から 11 の階級で統一されていたが、現在の国家公務員の階級制度と同様に４つのカテゴリーに分けられ、更にそれぞれが複数の階級に階層化されるという形となっている（図 17 参照）。

① General positions：O

（O1：Operational level、O2：Experienced level、O3：Senior level、O4：Highly skilled level）

学位を持たない者はこのカテゴリーで採用される。

② Knowledge worker positions：K

（K1：Practitioner level、K2：Proffessional level、K3：Senior professional level、K4：Expert level、K5：Advisory level）

大学卒以上の者はこのカテゴリーで採用される。

③ Managerial positions：M

（M1：Primary level、M2：Higher level）

異動、転籍、昇任によりこのカテゴリーとなる。部局の長がこのカテゴリーである。

④ Executive positions：S

（S1：Primary level、S2：Higher level）

区長、局長等の管理職がこのカテゴリーである。

各カテゴリーを見ると、General positions は国家公務員より１つ少なく、地方公務員と同様、Knowledge worker positions は国家公務員と同様で、地方公務員より１つ多い。

Managerial positions、Executve positions の階級は国家公務員と同様で、地方公務員よりそれぞれ１つずつ少ない。

【図 17：バンコク都公務員の階級】

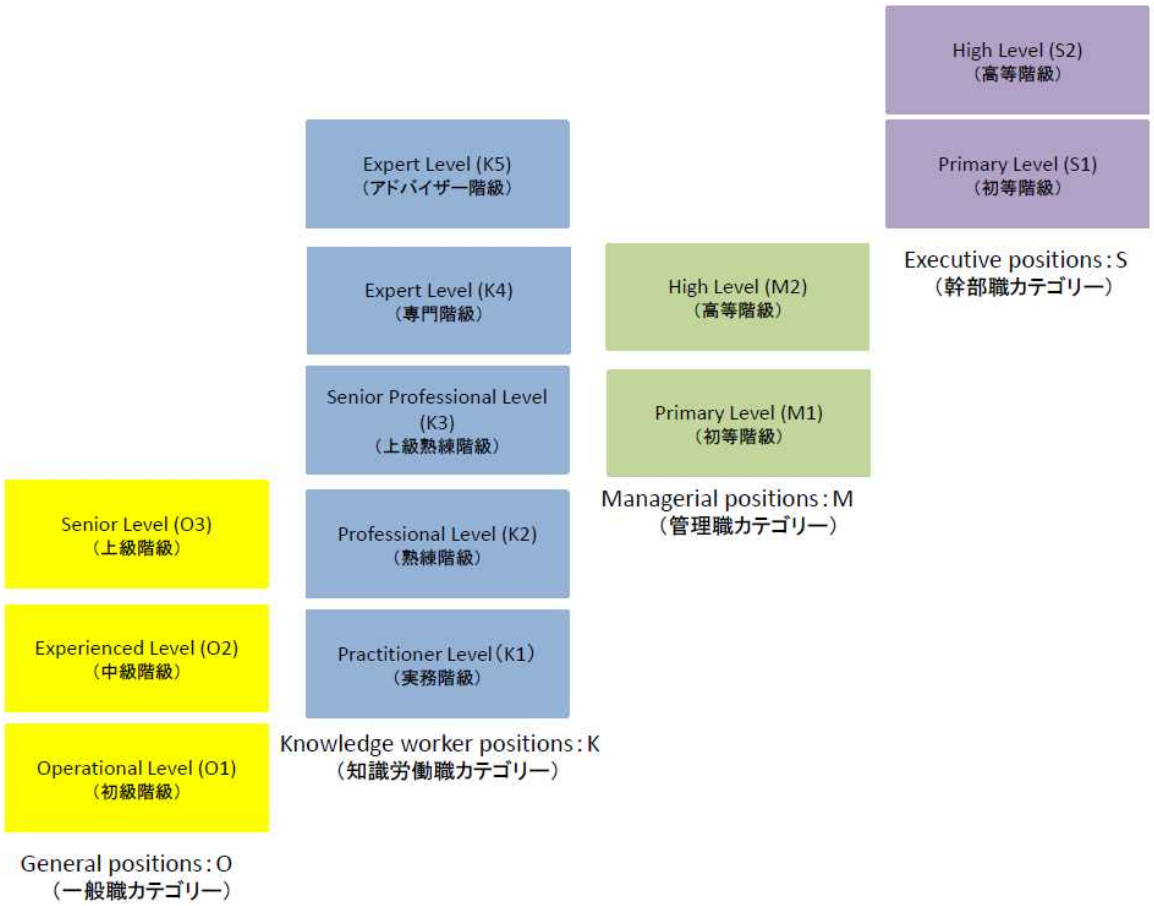

出典（バンコク都提供資料を基に作成）

（２）バンコク都公務員の採用

バンコク都の公務員の採用は、他の地方公務員とは異なり、バンコク都独自で行っており、採用試験は年に３回実施されている。

試験は２種類あり、A タイプが一般教養の筆記試験で、B タイプが専門分野の筆記試験である。これらの筆記試験を行った上で、面接を行い、採用者を決定している。

年間採用者は近年では約 200 人程度で、ほとんどが地方出身者で占められている。

その他、各部局が独自に採用する特別枠も設けられ、例えば建築の専門家を建築部局が独自に採用することなどがあり、その採用人数は年間に 10 数名程度である。

今後は、退職者が増える予定なので、採用者数を増やすことを検討している。

（３）バンコク都公務員の任命と昇任

国家公務員、他の地方公務員と同様、バンコク都の公務員も、学位を持ってい

ない者はGeneral positionsのO1で採用され、学位を持つ者はKnowledge worker positionsのK1で採用される。修士号を持つ場合や職歴等がある者は経験等に応じて、K2などで採用される場合もある。これらの採用者の任命はバンコク都知事が行う。

バンコク都の場合、学位を持たない者は、採用後、職務年数や業績等からGeneral positionsのO1からO2、O3と昇任していくが、Knowledge worker positionsへ昇任することはできない。ただし、夜間の大学に通い、学位を取得すると、Knowledge worker positionsへ昇任するための試験を受けることができ、この試験に合格すれば、Knowledge worker positionsへ昇任することができる。

学位を持つ者がバンコク都の公務員に採用された場合、Knowledge worker positionsとなり、これもバンコク都知事が任命する。採用後、４～６年後にK2に昇任する。その後、８年以上の勤務年数を超えた職員は、K3に昇任するための試験を受けることができる。合格した者は、勤務年数、業績によってKnowledge worker positionsのK4、K5へ昇任する。

また、K3に昇任して３年以上経過した者はManagerial positionsのM1に昇任するための試験を受けることもできる。そこからM2への昇任、また試験に合格することによりExecutive positionsのS1への昇任が可能となる。

（４）バンコク都公務員の転籍（トランスファー）と異動（リロケーション）

転籍（トランスファー）については、他の地方自治体と同様、他の地方自治体や、中央省庁との間で行うことが可能である。この場合、同じ階級であれば、バンコク都の公務員が転籍する場合も、バンコク都の公務員へと転籍する場合も、所属元及び転籍先の長が承認すれば可能となる。

実情は、多くのバンコク都の公務員が、他の地方自治体の公務員へと転籍している。転籍先は、転籍する公務員の出身地域の地方自治体であることが多い。地方出身者は、出身地域の地方自治体の公務員の応募がなければ、多くの公務員を採用するバンコク都の試験を受け、採用後、希望する地方自治体に空きがあると、そこへ転籍を希望することが多い。近年では新規採用者が約200人であるが、そのうち３分の１は他の地方自治体へ転籍している。

バンコク都には17の部局があり、異動（リロケーション）は本人の希望や職歴、業務の都合等により、部局間や、バンコク都内の出先機関等の間で行われる。

（５）バンコク都公務員の退職

バンコク都公務員も、他の公務員と同様に、60歳になる年の９月末をもって、一斉に退職となる。

ただ、今後退職者が増えていくため、採用者数を増やすことに加え、定年の延長が検討されている。

（６）バンコク都公務員の給与

バンコク都の公務員の給与も、階級によって決まっており、国家公務員の規定に準じている。

（７）バンコク都公務員の人事評価及び業務管理

他の公務員で用いられている KPI を指標とした Performance Management System（PMS）が用いられ、他の公務員と同様に年間２回のサイクルで人事評価及び業務管理が行われる。

４　公務員制度に関する運用実例（ケーススタディ）

１から前項まででは、憲法及び法律に基づく制度内容や仕組みに加え、聞き取り調査を行った国の機関や地方自治体からの情報を基に述べたが、本稿では、聞き取り調査の中で得た運用実例（ケーススタディ）について紹介していく。

（１）内務省自治振興局（DLA）

内務省自治振興局（DLA）は、国による地方行政（Provincial Administration）及び地方自治行政（Local Administration）を所管していることから、地方自治体との関係も深く、この局の考え方が地方自治体にとって大きな影響を及ぼす。

例えば、採用に関して、現在国家公務員の採用については、人事委員会事務局（OCSC）で一括して試験が行われるが、2017 年２月から地方公務員（バンコク都を除く。）についても、DLA が一括して採用試験を行うようになった（「２（２）地方公務員の採用」を参照）。これは、国家平和秩序評議会（NCPO）の命令によるものであるが、効率的な運営のために DLA が提案したことにより実現した試験採用方法とのことであり、採用試験委員会の事務局は DLA にある。

一方、この局での転籍（トランスファー）や異動（リロケーション）の実情については、地方での勤務を希望する職員は多いようで、やはり自分の出身地方に帰りたいと考えているとのことである。

地方で勤務するためには、地方の県（チャンワット）の地方自治振興局事務所へ異動（リロケーション）するか、地方自治体へ転籍（トランスファー）するかになるが、どちらも職員の退職や転籍等で空きが出ると募集され、応募していく。

（２）チェンマイ県自治体

チェンマイ県自治体には、約 1,000 人程度の職員が在籍している。従前は職員の採用を県自治体独自で行っていたが、2017 年２月から DLA による全国の地方自治体一斉の試験に変更となっており、また、同様に昇任についても、DLA による試験により行われるため、「２（４）地方公務員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）」で述べたとおり、管理職に就きたいと思う職員は、試験を受け、全国の地方自治体の中でその職に就いている者がいなく空いている地方

自治体に転籍という形で就くことになる。不正が減るということでは、それぞれの地方自治体での試験を行うことよりも望ましいと考えられているが、これまでにその職員が業務の中で得た知識をその地方自治体に活かせることができないなど、問題も今後出てくることが懸念されている。

中央政府やバンコク都等、都会で就職していた職員が、出身地方に帰るために希望した場合は転籍によって移ることができるため、中央政府やバンコク都側からすると、まず都会で就職し、その後、地元の地方自治体等で空きがでるのを待つという職員が多いという問題意識がある。しかし、受け入れる側の県自治体（オボチョー）からすると、転籍により移ってきた職員の一部が中央政府やバンコク都であったという程度で、特に問題意識を感じてはいない。

（３）バンコク都

採用試験が、他の地方自治体分は中央政府が行う一斉試験によって採用が行われるようになった今でも、バンコク都では独自で行われており、また、採用数も他の地方自治体と比べると圧倒的に多いが、先述のとおり採用した職員の多くが転籍により出身地方の地方自治体へ移ることを希望するため、職員を育成してもそれがバンコク都の発展につながりにくいといった問題もあり、就職後５年以内の転籍を禁止するといった対策を行っている。

また、バンコクでの就職ではバンコク都より民間企業の方が給与を含めた待遇が良いため、優秀な人材が集まりにくいという点も課題となっている。

第３章　タイの地方自治制度における課題と展望

タイにおいては、1999 年 11 月に定められた地方分権推進法により、国から地方に対して業務や財源を移譲する取組が進められてきた。

この地方分権推進法には、2001 年から中央行政（Central Administration）50 局の 245 業務を原則４年（最長 10 年）の間に地方自治行政（Local Administration）へ移譲すること、また、財源に関しては、国家歳出に占める地方歳出の割合を 2001 年までに 20%、2006 年までに 35%とすることが規定されていたが、国から地方への権限移譲については予定どおりに進まなかった。

その背景には、タイ特有の地方行政体制がある。第１編でも述べたとおり、タイにおける地方行政は、国による地方行政（Provincial Administration）と地方自治体による地方自治行政（Local Administration）が、それぞれ重なる地域を管轄している。そのため、同じような業務をそれぞれの組織で行っていることが多く、二重行政による無駄が多いとの指摘もある。また、国による地方行政（Provincial Administration）は、地方自治行政（Local Administration）の条例、予算、開発計画の承認等強い権限を有しており、これらの権限を守ろうとする国家公務員の反発も地方分権が進まない原因となっている。また、このように地方自治行政（Local Administration）は国による地方行政（Provincial Administration）に権限及び財源を握られているため、地方分権の受け皿となるべき地方自治行政（Local Administration）の行政経営能力が向上しないといったことも原因の一つであると考えられる。

しかし、今回調査した地方自治行政（Local Administration）の地方自治体幹部からは、自らの地域の実情に合った政策の実施に関して強い思いを持っているが、権限及び財源が限られているため政策を実施できないことをもどかしく感じているとの声も出ていた。こうした考えを持つ地方自治行政（Local Administration）が増え、声を上げることで、国から地方への権限移譲は進んでいくと思われる。

また、タイにおいては、絶対君主制から立憲君主制に移行した 1932 年の立憲改革以降、13 度のクーデターが発生しており、その多くは軍主導によるものであったことはこれまで第１編及び第２編で述べてきたとおりである。

クーデターは、政権の批判や政党同士の争いといった要因により発生しているケースが多く、それらの争いを収めるためという名目で、タイ国内で権力を持つ軍が介入し政権を掌握するといったことが繰り返されている。結果として、政党では継続的、安定的な政治運営ができず、軍事政権時が最も安定した政権運営が行われるといった皮肉な状況が生じていると言われている。しかし、近隣諸国が民主化していく中、タイでは民主国家でありながら軍事政権である現状は、タイ国民にとって不満であり、早期の選挙実施が強く求められてきていた。

そうした中、2019 年３月 24 日に総選挙が実施されたが、これは、これまで何度も実施が延期されてきた総選挙が実現したものであり、今回の総選挙が、2014 年のクーデター後に行われた初の選挙である。

なお、同年５月８日には、タイ選挙委員会から総選挙の公式結果が発表され、タクシン派のタイ貢献党が 136 議席を獲得し、第１党になったものの、軍事政権に反対する７政党の合計議席数が過半数に届かず、６月５日に実施された首相指名選挙において、軍事政権を率いてきたプラユット暫定首相が首相に選出されたことから、引き続き、軍の政治への影響力が維持されることとなった。ただし、新政権下において、これまでのような中央集権的な政治運営ではなく、地方分権を見据えた動きも進んでいけば、地方自治行政（Local Administration）が地域のニーズに応じた政策を実施でき、それが地域の活性化にもつながっていくことを期待し、今後のタイの新たな動きに注目していきたい。

【注釈】

[1] 戒厳令法（1914 年制定）に基づき、国内外からの危険を排除し、治安を維持するために必要な事由がある時、戒厳令適用を布告し、王国の一部分又は全土に、全ての条項又は一部の条項若しくはいずれかの条項の一部分を適用する又は要件を付して適用し、戒厳令と矛盾相反する法令又は法規定は適用を中止し戒厳令を適用するもの。戒厳令の下では、国軍が治安維持に関する全権を掌握する一方、治安維持に係る分野を除き、政府は平常通りの機能を維持するもの。

[2] 軍によるクーデターにより憲法（2007 年憲法）が廃止され、国家平和秩序維持評議会（NCPO）が暫定憲法を発布。また、立法議会も廃止され、新たに設置された一院制の「国家立法議会」が上下両院の役割を果たす立法機関の役割を担っている。

[3] 商用、会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする場合には、入国に際してビザを取得する必要がない(在留期間は 15 日。ICAO 標準の IC 旅券を所持する者に限る。)。ただし、日本で報酬を受ける活動に従事する場合又は短期滞在の期間（90 日）を超えて滞在する場合にはビザを取得する必要がある。

[4] 1,132,100 人（出典：日本政府観光局（JNTO））

[5] イギリスやフランスによる植民地支配を防ぐために、ラーマ 5 世統治下で行われた中央行政の機能化・合理化を中心とした行政改革。中央集権的な地方制度が必要であると考えたラーマ 5 世は、各地区の領域内を「州－市－郡－行政区－村」に序列化し、これらを中央政府の内務省に直属させ、内務官僚を地方に派遣し直接統治を行った。これは、内務省を頂点とする全国規模の権力ピラミッドの構築を意味した。

[6] 1973 年 10 月のタノーム・キッティカチョーン独裁政権に抗議、民主化要求と政治犯 13 人の解放を求めた学生らのデモ。国王ラーマ 9 世はタノーム首相とデモの中核組織である全国学生センター幹部それぞれと会見し調停を進め、政権側は政治犯を即日釈放、民主憲法発布と公平な選挙予定を約束したことで抗議運動は成果を達成、全国学生センターは集団に解散を呼びかけ群衆の大半はこれに従った。学生集団の一部勢力は 14 日まで残り、王宮へデモを進めたことで、武装警察に追って陸軍が制止弾圧に動いた。待ち伏せの発砲から暴動による政府庁舎焼き討ちが生じ、学生側に犠牲者 77 人と負傷者 857 人が発生した。当日夜、タノーム首相は流血の責任を取って辞職し出国、臨時政府首相に国王はタンマサート大学々長サンヤー・タンマサックを指名した。この事件は学生中心組織の運動で民主主義を回復し、10 月 14 日の武力弾圧で流血に至ったことから「血の日曜日事件」や「学生クーデター」（学生決起、学生革命）、他に「大いなる悲しみの日」（シップシー・トラー）と呼称される。

[7] 世界銀行の基準によると 2014 年時点の一人当たり GNI（Gross National Income： 国民総所得）4,125 ドル超 12,735 ドル以下が高位中所得国。

[8] 経済産業省の『通商白書 2015』によると、一人当たり GNI でみた 2013 年の所得水準が 12,746 ドル以上の国・地域と定義している。G7 諸国、ユーロ圏諸国等いわゆる先進国とされる国等 76 か国・地域で構成される。更に、中東産油諸国等多くの資源国もここに含まれる。

[9] 物価上昇（インフレ）率の目標値（又は範囲）を設定・公表して、その達成に向けて中央銀行が金融政策運営を実施するという金融政策の枠組み。

[10] 株式会社において、定款に定める株式数（授権株式数・発行可能株式総数）の範囲内であれば、取締役会の判断でいつでも新株発行をすることができる制度。

[11] 当面の期間において、上院は国家平和秩序維持評議会（NCPO）の助言に基づき、国王が任命する。

[12] 人選委員会の委員長は最高裁判所長官、委員は下院議員及び下院における野党指導者、最高行政裁判所長官のほか独立機関が任命した者（各機関から１人）で構成されている。人選委員会の事務局業務は、上院議員事務局が担っている。

【参考文献】

第１章

1　書籍・論文・報告書等

・『平成 29 年版高齢社会白書』　内閣府（2017 年）
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/zenbun/29pdf_index.html

・『海外在留邦人数調査統計平成 30 年要約版』　外務省（2018 年）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368753.pdf

・『平成 23 年度国別戦略的マーケティング事業（東南アジア）調査報告書』　農林水産省（2011 年）
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/pdf/h23_seasia_whole.pdf

・『タイの概況とアセアン経済』　日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所（2018 年）

・『タイの投資環境』　国際協力銀行（JBIC）（2017 年）
https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-thailand201708.html

・『タイ経済の現状と今後の展望～短期的には危機の可能性小だが、中長期的には停滞の懸念もあるタイ経済～』　堀江　正人　三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング（2016 年）
https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report_160530/

・『タイ経済の現状と今後の展望～輸出回復で短期的には上向くが、中長期的には産業構造高度化が難しい課題に～』　堀江　正人　三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング（2018 年）
https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report_180626/

・『新興国経済の現状と今後の展望～アジア新興国は堅調、非アジア新興国は視界不良で先行きに不透明感～』　堀江　正人　三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング（2018 年）
https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report_180914/

・『タイ国経済概況（2016／2017 年版）』　バンコク日本人商工会議所（2017 年）

・『タイの貿易構造の変化と FTA の現状』　吉岡　武臣　一般財団法人国際貿易投資研究所（2016 年）
https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2016/09/Mr.-Yoshioka-presentation.pdf

・『ASEAN・インド・スリランカの概況について』　一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所（2018 年）

2　Web サイト

○世界保健機関（WHO）
・World Health Statistics 2018
https://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/2018/en/

○国際通貨基金（IMF）
・World Economic Outlook Database October 2018
https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx

○世界銀行
・Fertility rate, total (births per woman)
https://data.worldbank.org/indicator/sp.dyn.tfrt.in

○日本貿易振興機構（JETRO）
・世界貿易投資報告（タイ）
https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/gtir.html
・タイ日系企業進出動向調査結果 2017 年

https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/762117c2abed4a1c.html
・投資コスト比較
https://www.jetro.go.jp/world/search/cost_result.html
○日本政府観光局（JNTO）
・平成 31 年 1 月 16 日報道発表資料『訪日外客数 2018 年 12 月及び年間推計値』
https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/190116_monthly.pdf
○タイ投資委員会（BOI）
・Foreign Direct Investment Statistics and Summary
https://www.boi.go.th/un/statistics_condition_promotion
○GLOBAL NOTE
・タイの教育統計データ
https://www.globalnote.jp/
・タイの人口・構成統計データ
https://www.globalnote.jp/
○アジアトラベルノート
・2018 年訪タイ日本人旅行者数
https://www.asiatravelnote.com/2019/01/28/japanese_visitors_to_thailand_hit_record_high_in_2018.php
○Dijima～出島～
・【2018 年版】タイ経済の最新事情～タイランド 4.0 で目指す未来～
https://www.digima-japan.com/knowhow/world/13324.php

第２章

1　書籍・論文・報告書等

・タイ国情報特別号『仏歴 2560 年（西暦 2017 年）タイ王国憲法』　公益財団法人日本タイ協会（2017 年 5 月）
・クレアレポート 160 号『タイの地方行政制度―地方の行政を中心に―』　一般財団法人自治体国際化協会（1998 年）
・『アジア諸国の公務員制度に関する調査研究報告書』　日本人事行政研究所（1998 年）
・『公務員白書（平成 26 年度　年次報告書）』　人事院（2015 年）
・『アジアにおける従業員ランク付けの比較研究―効率と公正が両立する秩序に向けて―』　ウー　ジョンウォン（2017 年）
・クレアレポート 476 号『タイの地方自治～第 1 編　概要・地方行政体制・実例編～』　財団法人自治体国際化協会（2019 年）
・クレアレポート 477 号『タイの地方自治～第 2 編　歴史・国家統治機構・税制編～』　財団法人自治体国際化協会（2019 年）

2　Web サイト

・タイ内務省地方行政局 Web ページ
http://www.moi.go.th/portal/page?_pageid=814,1036627,814_1036653&_dad=portal&_schema=PORTAL
・タイ選挙委員会 Web ページ
https://www.ect.go.th/ect_en/
・タイ人事委員会 Web ページ
https://www.ocsc.go.th/
・バンコク都 Web ページ
http://www.bangkok.go.th/main/

【執　筆】
一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所
所長補佐　古谷　弘之
所長補佐　藤田　利宏
所長補佐　能村　貴満

【監　修】
所長　　天利　和紀
調査役　山谷　公男
調査役　田中　里沙